

【工事】

発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み状況表

<指標：（1）最新の積算基準の適用状況等>

- ・（1）－ 1 最新（1年以内（営繕は2年以内）に更新されている）の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
- ・（1）－ 2 単価の更新頻度（物価資料に掲載のあるものを対象とする。）

県区分	組織名	令和5年度 実績			令和6年度 目標		
		(1) - 1 a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領等を整備し活用している。 b: 最新の積算基準は適用しているが基準範囲外の場合の要領等は未整備。 c: その他	(1) - 2 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度 a: 最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） b: 3ヶ月以内 c: 6ヶ月以内 d: 12ヶ月以内 e: それ以上	備考 他機関の基準を準用している場合 ・〇〇県〇〇基準を準用 ・〇〇県〇〇に準拠	(1) - 3 a: 最新の積算基準を適用及び基準範囲外の場合の要領等を整備し活用する。もしくは整備する予定。 b: 最新の積算基準は適用するが基準範囲外の場合の要領等は整備しない。 c: その他 <R6目標値：「a」100%> 「b」「c」は理由を備考に記入すること	(1) - 4 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度 a: 最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） b: 3ヶ月以内 c: 6ヶ月以内 d: 12ヶ月以内 e: それ以上	備考 R6目標達成出来ない理由及び整備予定年次 ・〇〇のため、要領等は未整備 ・令和〇年度、〇〇〇を整備予定 ・令和〇年度、要領等は未整備 ・令和〇年度、〇〇〇を整備予定
	記載例	b	a	〇〇県〇〇基準を準用	b	a	
静岡県	静岡県	a	a		a	a	
静岡県	静岡市	a	a		a	a	
静岡県	浜松市	a	a		a	a	
静岡県	下田市	a	b	静岡県の基準を準用	a	b	静岡県の基準を準用
静岡県	東伊豆町	b	a		b	a	県の要領を準用しているため未整備
静岡県	南伊豆町	b	a		b	a	
静岡県	河津町	b	a		a	a	
静岡県	松崎町	b	a		b	a	令和6年度整備予定
静岡県	西伊豆町	b	a	最新の積算基準を適用	b	a	基準が無い単価については、見積りを採
静岡県	熱海市	a	a		a	a	
静岡県	伊東市	b	a	基準対象外は見積りを活用	b	a	基準対象外は見積りを活用
静岡県	沼津市	a	a	静岡県の価格表を採	a	a	
静岡県	三島市	a	a		a	a	
静岡県	御殿場市	a	a	県の土木工事標準積算基準書を準用	a	a	
静岡県	裾野市	a	a		a	a	
静岡県	伊豆市	a	a		a	a	
静岡県	伊豆の国市	a	a		a	a	
静岡県	函南町	a	a	毎月10日を基準として適用	a	a	
静岡県	清水町	b	a	静岡県の積算基準を準用	b	a	基準対象外は見積りを活用しているが、基準対象外は見積りを活用するための要領整備を繰上
静岡県	長泉町	b	a	最新の積算基準を適用	c	a	
静岡県	小山町	a	a		a	a	
静岡県	富士宮市	a	a		a	a	
静岡県	富士市	a	a		a	a	
静岡県	焼津市	a	a		a	a	
静岡県	藤枝市	b	a		b	a	静岡県の積算基準を準用
静岡県	島田市	b	a	静岡県の積算基準を準用	b	a	静岡県の積算基準を準用
静岡県	川根本町	b	a		b	a	
静岡県	御前崎市	a	a		a	a	
静岡県	牧之原市	a	a		a	a	
静岡県	吉田町	a	a		a	a	
静岡県	磐田市	b	a		a	a	
静岡県	掛川市	a	a		a	a	
静岡県	袋井市	b	a	見積価格の採用にあたっては県積算基準準用	b	a	見積価格の採用にあたっては県積算基準準用
静岡県	菊川市	b	b	最新の積算基準を適用	b	a	
静岡県	森町	a	a	静岡県に準拠	a	a	静岡県に準拠
静岡県	湖西市	a	a	静岡県の積算基準を準用	a	a	

【工事】

発注関係事務の適切な実施に向けた取組状況表

様式 1

◎全国統一指標 <指標：(2) 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定>

(2) - 1、2、4、5 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

(2) - 3、6 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定モデル（基準）

組織名	記載例	令和5年度 実績			令和6年度 目標			
		(2)-1 設定割合	(2)-2 設定割合	(2)-3 備考	(2)-4 設定割合	(2)-5 設定割合	(2)-6 備考	
		(A)〇〇件/(B)〇〇〇件 (A)設定した工事年度/(B)年度内に契約した工事件数 本表様式(3)/(3-2) (件数のみご記入下さい。自動集計されます)	a: 0.9以上 b: 0.8以上0.9未満 c: 0.7以上0.8未満 d: 0.7未満	a: 最新モデルを採用(準拠含む) b: 旧モデル(準拠含む)や独自モデルなどを活用 c: 制度未導入	(A)〇〇〇件/(B)〇〇〇〇件 (A)設定する工事件数/(B)年度内に契約する工事件数 ※年度の予定件数を記入 (件数のみご記入下さい。自動集計されます) <R6目標値：1.00>	a: 0.9以上 b: 0.8以上0.9未満 c: 0.7以上0.8未満 d: 0.7未満	a: 最新モデルを採用(準拠含む) b: 旧モデル(準拠含む)や独自モデルなどを活用 c: 制度未導入 【b】【c】は理由を備考に記入すること	1.0をR6目標値に設定出来ない理由と、最新モデルの適用予定年度又は未導入理由 ・〇〇円以上の工事で実施のため1.0未満 ・〇〇のため1.0未満 ・令和〇年度、最新モデル適用予定 ・〇〇のため最新モデル未導入
県区分	記載例	600 件 / 800 件 = 0.750	b	c	700 件 / 800 件 = 0.875	b	b	・〇〇のため1.0未満 ・令和〇年度、最新モデル適用予定
静岡県	静岡県	4449 件 / 4449 件 = 1.000	a	a	4400 件 / 4400 件 = 1.000	a	a	
静岡県	静岡市	562 件 / 562 件 = 1.000	a	a	493 件 / 493 件 = 1.000	a	a	
静岡県	浜松市	767 件 / 767 件 = 1.000	a	a	591 件 / 591 件 = 1.000	a	a	
静岡県	下田市	54 件 / 54 件 = 1.000	a	b	60 件 / 60 件 = 1.000	a	b	特定、契約的契約が行われていないため、最新モデルの適用予定あり
静岡県	東伊豆町	12 件 / 12 件 = 1.000	a	a	24 件 / 24 件 = 1.000	a	a	130万円以上の工事で実施
静岡県	南伊豆町	50 件 / 50 件 = 1.000	a	a	50 件 / 50 件 = 1.000	a	a	
静岡県	河津町	19 件 / 21 件 = 0.905	a	a	19 件 / 20 件 = 0.950	a	a	基準に当てはまらない委託業務であるため
静岡県	松崎町	41 件 / 41 件 = 1.000	a	a	19 件 / 19 件 = 1.000	a	a	全ての工事で最低制限価格を設定
静岡県	西伊豆町	28 件 / 31 件 = 0.903	a	b	34 件 / 35 件 = 0.971	a	b	解体工事を除く工事で実施
静岡県	熱海市	8 件 / 120 件 = 0.067	d	a	100 件 / 100 件 = 1.000	a	a	5,000万円以上の工事で実施(低入札)・5,000万円以下の工事で実施
静岡県	伊東市	94 件 / 94 件 = 1.000	a	a	102 件 / 102 件 = 1.000	a	a	全工事で実施
静岡県	沼津市	212 件 / 252 件 = 0.841	b	b	220 件 / 261 件 = 0.843	b	a	機器費率の高い工事等について、設定していないため1.0未満。 (制度見直し検討中)
静岡県	三島市	76 件 / 81 件 = 0.938	a	a	94 件 / 94 件 = 1.000	a	a	全工事で実施予定
静岡県	湖形町	98 件 / 102 件 = 0.961	a	a	112 件 / 112 件 = 1.000	a	a	
静岡県	裾野市	40 件 / 63 件 = 0.635	d	a	69 件 / 69 件 = 1.000	a	a	
静岡県	伊豆市	74 件 / 74 件 = 1.000	a	a	59 件 / 59 件 = 1.000	a	a	全工事で実施
静岡県	伊豆の国市	49 件 / 75 件 = 0.653	d	a	50 件 / 80 件 = 0.625	d	a	見積の割合が多い工事は除外
静岡県	南南町	22 件 / 75 件 = 0.293	d	b	100 件 / 100 件 = 1.000	a	a	実施要領改定済。令和6年度より130万円以上の工事に適用
静岡県	清水町	19 件 / 51 件 = 0.373	d	b	55 件 / 55 件 = 1.000	a	a	
静岡県	長泉町	11 件 / 89 件 = 0.124	d	a	95 件 / 95 件 = 1.000	a	a	R6が前期短期価格制度を実施するため1.00未満
静岡県	小山町	65 件 / 65 件 = 1.000	a	b	60 件 / 60 件 = 1.000	a	a	
静岡県	富士宮市	220 件 / 220 件 = 1.000	a	a	230 件 / 230 件 = 1.000	a	a	全ての工事で実施
静岡県	富士市	280 件 / 286 件 = 0.979	a	a	198 件 / 198 件 = 1.000	a	a	機械器具設置工事には設定していない
静岡県	焼津市	157 件 / 157 件 = 1.000	a	a	170 件 / 170 件 = 1.000	a	a	
静岡県	藤枝市	147 件 / 147 件 = 1.000	a	a	150 件 / 150 件 = 1.000	a	a	
静岡県	島田市	118 件 / 118 件 = 1.000	a	a	114 件 / 114 件 = 1.000	a	a	130万円以上の工事で実施
静岡県	川根本町	55 件 / 55 件 = 1.000	a	b	50 件 / 50 件 = 1.000	a	b	
静岡県	御前崎市	37 件 / 37 件 = 1.000	a	a	43 件 / 43 件 = 1.000	a	a	
静岡県	牧之原市	26 件 / 51 件 = 0.510	d	a	26 件 / 48 件 = 0.542	d	a	
静岡県	吉田町	42 件 / 47 件 = 0.894	b	b	36 件 / 36 件 = 1.000	a	b	入札案件の工事で実施
静岡県	磐田市	283 件 / 283 件 = 1.000	a	a	250 件 / 250 件 = 1.000	a	a	
静岡県	掛川市	112 件 / 112 件 = 1.000	a	a	120 件 / 120 件 = 1.000	a	a	
静岡県	袋井市	150 件 / 150 件 = 1.000	a	a	134 件 / 134 件 = 1.000	a	a	
静岡県	菊川市	144 件 / 144 件 = 1.000	a	a	140 件 / 140 件 = 1.000	a	a	全ての入札案件で実施
静岡県	森町	70 件 / 70 件 = 1.000	a	b	60 件 / 60 件 = 1.000	a	b	旧モデルに準拠した静岡県に準拠
静岡県	湖西市	59 件 / 59 件 = 1.000	a	a	57 件 / 57 件 = 1.000	a	a	全ての工事で実施 令和6年度中央公園モデル採用

【工事】

発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み状況表

【令和5年度実績】

様式1

◎全国統一的指標

<指標：(3) 施工時期等の平準化 (その2) >

【a】【し】【す】 ○ 制度を導入している
 × 制度を導入していない
 ○ 実施している
 × 実施していない

◆平準化に資する取り組みの実施状況

【a】債務負担行為を活用している（ゼロ債務及び継続費を含む）
 【し】余裕期間制度を導入している
 【す】年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合に、年度末を待つことなく繰越手続を実施している
 【せ】発注前年度のうちに積算を実施している（1件でもあれば「○」を選択）
 【そ】上半期の執行率（契約率）の目標を設定し、発注計画を立て、発注見直しを公表している（執行率（契約率）の目標は非公表でも良い）

【令和6年度目標】
 【a】【し】【す】 ○ 制度を導入している、あるいは、新たに制度を導入する
 × 制度導入予定なし
 ○ ひき続き実施する、あるいは、新たに実施する
 × 実施予定なし

- ①さ：債務負担行為の活用
- ②し：柔軟な工期設定
- ③す：速やかな繰り越し手続
- ④せ：積算の前倒し
- ⑤そ：早期執行の目標設定

県区分	組織名	令和5年度 実績					令和6年度 目標				
		(3)-5 取り組み項目					(3)-6 取り組み項目				
		①さ： 債務負担行為の活用	②し： 柔軟な工期設定	③す： 速やかな繰り越し手続	④せ： 積算の前倒し	⑤そ： 早期執行の目標設定	①さ： 債務負担行為の活用	②し： 柔軟な工期設定	③す： 速やかな繰り越し手続	④せ： 積算の前倒し	⑤そ： 早期執行の目標設定
静岡県	記載例	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
静岡県	静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	下田市	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
静岡県	東伊豆町	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	河津町	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○
静岡県	松崎町	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
静岡県	西伊豆町	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○
静岡県	熱海市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
静岡県	伊東市	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×
静岡県	沼津市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
静岡県	三島市	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
静岡県	御殿場市	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○
静岡県	裾野市	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×
静岡県	伊豆市	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
静岡県	伊豆の国市	○	×	○	×	○	○	×	○	×	○
静岡県	函南町	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○
静岡県	清水町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
静岡県	長泉町	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	富士宮市	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○
静岡県	富士市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	焼津市	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
静岡県	藤枝市	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
静岡県	島田市	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	川根本町	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×
静岡県	御前崎市	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○
静岡県	牧之原市	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○
静岡県	吉田町	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-
静岡県	磐田市	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	袋井市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
静岡県	菊川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	森町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
静岡県	湖西市	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○

<指標：(4) 適正な工期設定>

・(4) 工期設定基準の策定状況

組織名	令和5年度 実績			令和6年度 目標		
	(4)-1 a: 工期の設定基準を整備 b: 未整備	(4)-2 a: 工期に関する基準(中央建設業審議会)を適用 b: その他 -:(4)-1が「b」の場合 「b」は内容を備考に記入	備考 他機関の基準準用の場合はその内容 (4)-2「b:その他」を選択した場合はその内容 ・○○○を準用 ・○○○を準用しているが、○○○関係工事には未適用 ・○○○による作業制限を考慮した独自基準	(4)-3 a: 工期の設定基準を整備 b: 未整備 <R6目標値:「a」100%> 「b」は理由を備考に記入すること	(4)-4 a: 工期に関する基準(中央建設業審議会)を適用 b: その他 -:(4)-1が「b」の場合 「b」は内容を備考に記入	備考 R6目標達成出来ない理由及び整備予定年度(4)-4「b:その他」を選択した場合はその内容 ・○○○のため、工期の設定基準は未整備 ・令和○年度、○○○を整備予定 ・令和○年度、○○○を準用予定
県区分	記載例	a	b	a	b	・令和○年度、○○○を整備予定
静岡県	静岡県	a	a		a	
静岡県	静岡市	a	a		a	
静岡県	浜松市	a	b	国土交通省大臣官房技術調査課監修「公共土木工事 工期設定の考え方」に準拠	b	国土交通省大臣官房技術調査課監修「公共土木工事 工期設定の考え方」に準拠
静岡県	下田市	b	-		b	令和6年度中に工期の設定基準整備、令和7年度適用予定。
静岡県	東伊豆町	b	-		b	
静岡県	南伊豆町	a	a	県要領を準用	a	県要領を準用
静岡県	河津町	a	a		a	
静岡県	松崎町	b	-		a	県ガイドライン準用
静岡県	西伊豆町	a	a		a	
静岡県	熱海市	a	a	県要領を準用	a	
静岡県	伊東市	a	a	県の基準を準用	a	県の基準を準用
静岡県	沼津市	a	a	積算基準書等を準用	a	工期について、建築・設備はヒアリングにより、土木は積上
静岡県	三島市	a	a		a	
静岡県	御殿場市	a	a	国土交通省監修 工期設定の考え方を準用	a	
静岡県	裾野市	a	a	工種と値工より算出【建設物価調査会発行(「工期設定の考え方」)】	a	
静岡県	伊豆市	a	a	静岡県の設定基準を準用	a	静岡県の設定基準を準用
静岡県	伊豆の国市	a	a		a	
静岡県	函南町	a	a		a	
静岡県	清水町	a	a	土木工事については中央建設業審議会の基準を適用し	a	一部の工期設定基準が未整備な工事について、内容
静岡県	長泉町	b	-	積算システムによる施工日数算出+準備期間等を加	a	工期設定要領を作成予定
静岡県	小山町	a	a	国土交通省大臣官房技術調査課監修「公共土木工	a	国土交通省大臣官房技術調査課監修「公共土木工
静岡県	富士宮市	a	a		a	
静岡県	富士市	a	a		a	
静岡県	焼津市	a	a		a	
静岡県	藤枝市	a	a		a	
静岡県	島田市	a	a		a	
静岡県	川根本町	a	a	静岡県ガイドライン準用	a	
静岡県	御前崎市	a	a		a	
静岡県	牧之原市	a	a		a	
静岡県	吉田町	a	a	県の基準を準用「公共土木工事 工期設定の考え方」	a	県の基準を準用「公共土木工事 工期設定の考え方」
静岡県	磐田市	a	a		a	一部適用しているため、工期設定基準は未整備
静岡県	掛川市	a	a		a	
静岡県	袋井市	a	a	静岡県の基準を準用	a	静岡県の基準を準用
静岡県	菊川市	a	a		a	
静岡県	森町	a	a	中建審基準を準用	a	中建審基準を準用
静岡県	湖西市	a	a	一般財団法人建設物価調査会発行「公共土木工事 工期設定の考え方」を参照	a	

【工事】

◎全国統一指標 <指標：(5) 週休2日工事の実施状況>

・(5) 週休2日工事の設定割合

組織名	記載例	令和5年度 実績				令和6年度 目標				備考
		(5)-1 【週休2日工事】 設定割合		(5)-2 【完全週休2日工事】 設定割合		(5)-3 【週休2日工事】 設定割合		(5)-4 【完全週休2日工事】 設定割合		
		0.00 (A)〇〇件/(B)〇〇〇件 (A)設定した工事件数/(B)年度内の契約工事 件数 本簿様式 ③/② (任意の分子まで記入下さい、自動集計を おこなう) 週休2日工事0件の場合、理由を備考に記 入下さい	0.00 (C)〇〇件/(B)〇〇〇件 (C)設定した工事件数/(B)年度内の契約工 事件数 (任意の分子まで記入下さい、自動集計を おこなう)	〇〇 件/〇〇〇 件=〇.〇〇	e	〇〇 件/〇〇〇 件=〇.〇〇	b	(A)〇〇件/(B)〇〇〇件 (A)設定する工事件数/(B)年度内に契約 する工事件数 (任意の分子まで記入下さい、自動集計を おこなう) <R6目標値：1.00> 週休2日工事設定割合が1.0未満の場合、 理由を備考に記入下さい	0.00 (C)〇〇件/(B)〇〇〇件 (C)設定する工事件数/(B)年度内に契約 する工事件数 (任意の分子まで記入下さい、自動集計を おこなう)	
静岡県	静岡県	2231 件 / 2231 件 = 1.000	a	0 件 / 2231 件 = 0.000	b	2300 件 / 2300 件 = 1.000	a	0 件 / 2300 件 = 0.000	b	1.0をR6目標値に 設定し実施しない理由 及び 導入予定年度 -〇〇のため、週休 2日工事は未導入 -令和〇年度、〇〇 -令和〇年度、〇〇 -令和〇年度、〇〇 -導入予定
静岡県	静岡市	486 件 / 486 件 = 1.000	a	件 / 486 件 = 0.000	b	件 / 件 = -	-	件 / 0 件 = -	-	
静岡県	浜松市	621 件 / 725 件 = 0.857	b	件 / 725 件 = 0.000	b	件 / 件 = -	-	件 / 0 件 = -	-	令和5年度の実績で は不足しているが、段階的に設定割合 を向上させる予定
静岡県	下田市	2 件 / 54 件 = 0.037	e	2 件 / 54 件 = 0.037	a	10 件 / 60 件 = 0.167	e	10 件 / 60 件 = 0.167	a	
静岡県	東伊豆町	0 件 / 12 件 = 0.000	e	0 件 / 12 件 = 0.000	b	12 件 / 24 件 = 0.500	e	0 件 / 24 件 = 0.000	b	R5に要請件数を、R6に ら実施
静岡県	南伊豆町	2 件 / 58 件 = 0.034	e	2 件 / 58 件 = 0.034	a	1 件 / 50 件 = 0.020	e	1 件 / 50 件 = 0.020	a	
静岡県	河津町	6 件 / 19 件 = 0.316	e	6 件 / 19 件 = 0.316	a	20 件 / 20 件 = 1.000	a	20 件 / 20 件 = 1.000	a	
静岡県	松崎町	0 件 / 53 件 = 0.000	e	0 件 / 53 件 = 0.000	b	2 件 / 19 件 = 0.105	e	3 件 / 19 件 = 0.158	a	実施日数が1週間以 内の工事が多いため
静岡県	西伊豆町	0 件 / 30 件 = 0.000	e	0 件 / 30 件 = 0.000	b	10 件 / 30 件 = 0.333	e	5 件 / 30 件 = 0.167	a	
静岡県	熱海市	15 件 / 88 件 = 0.170	e	0 件 / 88 件 = 0.000	b	60 件 / 60 件 = 1.000	a	0 件 / 60 件 = 0.000	b	
静岡県	伊東市	45 件 / 118 件 = 0.381	e	0 件 / 118 件 = 0.000	b	102 件 / 102 件 = 1.000	a	0 件 / 102 件 = 0.000	b	
静岡県	沼津市	34 件 / 252 件 = 0.135	e	4 件 / 252 件 = 0.016	a	69 件 / 261 件 = 0.264	e	0 件 / 261 件 = 0.000	b	予算の制約のため、1.0 未満
静岡県	三島市	20 件 / 81 件 = 0.247	e	0 件 / 81 件 = 0.000	b	66 件 / 94 件 = 0.702	c	0 件 / 94 件 = 0.000	b	
静岡県	御殿場市	34 件 / 102 件 = 0.333	e	34 件 / 102 件 = 0.333	a	112 件 / 112 件 = 1.000	a	112 件 / 112 件 = 1.000	a	
静岡県	裾野市	0 件 / 41 件 = 0.000	e	0 件 / 41 件 = 0.000	b	10 件 / 69 件 = 0.145	e	0 件 / 69 件 = 0.000	b	特定工事対象となる ため、R7に全工事（特 定工事対象外）の工 事を実施予定
静岡県	伊豆市	4 件 / 44 件 = 0.091	e	4 件 / 44 件 = 0.091	a	37 件 / 37 件 = 1.000	a	37 件 / 37 件 = 1.000	a	
静岡県	伊豆の国市	0 件 / 75 件 = 0.000	e	0 件 / 75 件 = 0.000	b	50 件 / 50 件 = 1.000	a	0 件 / 50 件 = 0.000	b	
静岡県	南南町	0 件 / 76 件 = 0.000	e	0 件 / 76 件 = 0.000	b	80 件 / 80 件 = 1.000	a	80 件 / 80 件 = 1.000	a	令和6年度より、すべて の工事に完全週休2日 を導入
静岡県	清水町	1 件 / 55 件 = 0.018	e	0 件 / 55 件 = 0.000	b	45 件 / 55 件 = 0.818	b	0 件 / 55 件 = 0.000	b	段階的に導入予定、今 後実施予定
静岡県	真泉町	0 件 / 94 件 = 0.000	e	0 件 / 94 件 = 0.000	b	6 件 / 95 件 = 0.063	e	0 件 / 95 件 = 0.000	b	段階的に週休2日を実施 段階的に増加させる
静岡県	小山町	0 件 / 73 件 = 0.000	e	0 件 / 73 件 = 0.000	b	50 件 / 60 件 = 0.833	b	0 件 / 60 件 = 0.000	b	
静岡県	富士宮市	71 件 / 232 件 = 0.306	e	0 件 / 232 件 = 0.000	b	180 件 / 180 件 = 1.000	a	0 件 / 180 件 = 0.000	b	R5に要請工事の件数を 把握のため
静岡県	富士市	95 件 / 319 件 = 0.298	e	0 件 / 319 件 = 0.000	b	169 件 / 169 件 = 1.000	a	0 件 / 169 件 = 0.000	b	R6から原則対象工事 を週休2日工事として実 施します
静岡県	焼津市	15 件 / 101 件 = 0.149	e	13 件 / 101 件 = 0.129	a	139 件 / 139 件 = 1.000	a	139 件 / 139 件 = 1.000	a	
静岡県	藤枝市	33 件 / 152 件 = 0.217	e	0 件 / 152 件 = 0.000	b	146 件 / 150 件 = 0.973	a	0 件 / 150 件 = 0.000	b	週休2日工事を導入し たが、実施段階的な 要件があるため
静岡県	島田市	27 件 / 77 件 = 0.351	e	0 件 / 77 件 = 0.000	b	92 件 / 92 件 = 1.000	a	0 件 / 92 件 = 0.000	b	
静岡県	川根本町	0 件 / 55 件 = 0.000	e	0 件 / 55 件 = 0.000	b	5 件 / 55 件 = 0.091	e	2 件 / 55 件 = 0.036	a	
静岡県	御前崎市	2 件 / 40 件 = 0.050	e	2 件 / 40 件 = 0.050	a	43 件 / 43 件 = 1.000	a	43 件 / 43 件 = 1.000	a	
静岡県	牧之原市	12 件 / 52 件 = 0.231	e	12 件 / 52 件 = 0.231	a	8 件 / 20 件 = 0.400	e	8 件 / 20 件 = 0.400	a	
静岡県	吉田町	22 件 / 41 件 = 0.537	e	0 件 / 41 件 = 0.000	b	29 件 / 29 件 = 1.000	a	1 件 / 29 件 = 0.034	a	
静岡県	磐田市	101 件 / 101 件 = 1.000	a	0 件 / 101 件 = 0.000	b	150 件 / 150 件 = 1.000	a	0 件 / 150 件 = 0.000	b	
静岡県	掛川市	13 件 / 95 件 = 0.137	e	0 件 / 95 件 = 0.000	b	100 件 / 100 件 = 1.000	a	0 件 / 100 件 = 0.000	b	
静岡県	袋井市	56 件 / 156 件 = 0.359	e	0 件 / 156 件 = 0.000	b	134 件 / 134 件 = 1.000	a	0 件 / 134 件 = 0.000	b	
静岡県	菊川市	5 件 / 144 件 = 0.035	e	5 件 / 144 件 = 0.035	a	10 件 / 140 件 = 0.071	e	10 件 / 140 件 = 0.071	a	令和6年度中に要請を 整備予定
静岡県	森町	0 件 / 70 件 = 0.000	e	0 件 / 70 件 = 0.000	b	70 件 / 70 件 = 1.000	a	0 件 / 70 件 = 0.000	b	施工時期の平準化を図 るため、週休2日制 の導入を目標とする
静岡県	湖西市	12 件 / 59 件 = 0.203	e	0 件 / 59 件 = 0.000	b	57 件 / 57 件 = 1.000	a	0 件 / 57 件 = 0.000	b	

<指標：（6）設計変更ガイドラインの策定・活用>

・（6）設計変更ガイドラインの策定・活用状況

	組織名	令和5年度 実績		令和6年度 目標	
		(6)-1 a：設計変更ガイドラインを策定し、受発注者で共有・活用し、これに基づき設計変更を実施している b：設計変更ガイドラインを策定しているが、受発注者で共有していない c：設計変更ガイドラインを策定していない	備考 他機関のガイドラインを準用している場合 ・〇〇県のガイドラインを準用	(6)-2 a：設計変更ガイドラインを策定し、受発注者で共有・活用し、これに基づき設計変更を実施する b：設計変更ガイドラインを作成しているが、受発注者で共有していない c：設計変更ガイドラインを未策定 <R6目標値：「a」100%> 「b」「c」は理由を備考に記入すること	備考 R6目標達成出来ない理由及び整備予定年度 ・〇〇のため、設計変更ガイドラインは未整備 ・令和〇年度、〇〇〇を整備予定 ・令和〇年度、〇〇〇を準用予定
県区分	記載例	b	・〇〇県のガイドラインを準用	b	・〇〇のため、設計変更ガイドラインは未整備 ・令和〇年度、〇〇〇を整備予定
静岡県	静岡県	a		a	
静岡県	静岡市	a		a	
静岡県	浜松市	a		a	
静岡県	下田市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	静岡県のガイドラインを準用
静岡県	東伊豆町	a	静岡県のガイドラインを準用	a	静岡県のガイドラインを準用
静岡県	南伊豆町	a		a	
静岡県	河津町	a	・静岡県のガイドラインを準用	a	・静岡県のガイドラインを準用
静岡県	松崎町	b		a	
静岡県	西伊豆町	a	静岡県のガイドラインを準用	a	静岡県のガイドラインを準用
静岡県	熱海市	a		a	
静岡県	伊東市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	静岡県のガイドラインを準用
静岡県	沼津市	c		c	設計変更基準要領を策定し、公表しているため、ガイドラインは未整備。
静岡県	三島市	a		a	
静岡県	御殿場市	a		a	
静岡県	裾野市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	
静岡県	伊豆市	a		a	
静岡県	伊豆の国市	a		a	
静岡県	函南町	a		a	
静岡県	清水町	a	静岡県のガイドラインを準用	a	
静岡県	長泉町	a		a	
静岡県	小山町	a		a	
静岡県	富士宮市	a		a	
静岡県	富士市	a		a	
静岡県	虎津市	a		a	
静岡県	藤枝市	a	・静岡県のガイドラインを準用	a	・静岡県のガイドラインを準用
静岡県	島田市	a		a	
静岡県	川根本町	a	静岡県ガイドライン準用	a	
静岡県	御前崎市	a		a	
静岡県	牧之原市	a		a	
静岡県	吉田町	a	県ガイドライン準用	a	県ガイドライン準用
静岡県	磐田市	a		a	
静岡県	掛川市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	
静岡県	袋井市	a		a	
静岡県	菊川市	a		a	
静岡県	森町	a	県のガイドラインを準用	a	県のガイドラインを準用
静岡県	湖西市	a		a	

【工事】

発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み状況表
 <指標：（7）建設ICTの導入状況>

- ・（7）建設ICTの導入状況
 - ※建設ICT：3次元による起工測量、設計データ作成、ICT建機施工、出来形・施工管理－データ納品のどれか1つでも可

県区分	組織名	令和5年度 実績		令和6年度 目標	
		(7) - 1 a: 導入 b: 未導入	備考 他機関の要領を 準用している場合 ・○○県の要領を準用	(7) - 2 a: 導入 b: 未導入 <R6目標値：「a」 100%> 「b」は理由を備考に記 入すること	備考 R6目標達成出来ない理由 及び 導入予定年度 ・○○のため、要領は未整備 ・令和○年度、○○○を導入予定 ・令和○年度、○○○を準用予定
	記載例	a	・○○県の要領を準用	b	・○○のため、要領は未整備 ・令和○年度、○○○を導入予定
静岡県	静岡県	a	103件実施	a	
静岡県	静岡市	a		a	
静岡県	浜松市	a		a	
静岡県	下田市	b		b	工事規模及び市内業者のICT対応状況から導入未定のため、現状要領は未整備。
静岡県	東伊豆町	b		b	
静岡県	南伊豆町	b		a	導入に向けて検討
静岡県	河津町	b		b	
静岡県	松崎町	b		b	令和6年度要領整備予定
静岡県	西伊豆町	b		b	
静岡県	熱海市	b		b	工事の施工規模的に困難（工事が小さいため）
静岡県	伊東市	b	体制・人員・受注者との調整・ノウハウ不足・事務負担や導入に向けた予算に課題があるため未整備	b	体制・人員・受注者との調整・ノウハウ不足・事務負担や導入に向けた予算に課題があるため未整備
静岡県	沼津市	b		b	導入に見合った大規模な工事が少ないため未整備
静岡県	三島市	b		b	検討中のため、要領は未整備
静岡県	御殿場市	b		b	
静岡県	裾野市	b		b	他団体の状況を踏まえ検討、予定年度は未定
静岡県	伊豆市	b		b	対象となる案件がないため、要領は未整備
静岡県	伊豆の国市	b		b	実施予定なし
静岡県	函南町	b		b	
静岡県	清水町	b		b	
静岡県	長泉町	b	建設ICT導入について情報を収集した。	b	引き続き情報収集、導入に向けた検討を行う。
静岡県	小山町	b		a	
静岡県	富士宮市	b		b	
静岡県	富士市	b		b	活用する規模の工事案件がないため
静岡県	焼津市	a	業者提案により1件実施。当初からの対処工事は無し。	b	対象工事の把握が困難。
静岡県	藤枝市	a	・静岡県の要領を準用	a	・静岡県の要領を準用
静岡県	島田市	b		b	対象工事の選定が難しいため。
静岡県	川根本町	b		b	
静岡県	御前崎市	b	静岡県の運用ガイドラインを準用	b	静岡県の運用ガイドラインを準用し、本市独自の要領を策定する予定はないため、未整備
静岡県	牧之原市	b		b	ICTを用いなければならないような案件が少ない
静岡県	吉田町	b		b	
静岡県	磐田市	a	電子納品、遠隔現場	a	電子納品、遠隔現場
静岡県	掛川市	a		a	
静岡県	袋井市	a		a	
静岡県	菊川市	a		a	
静岡県	森町	b	未導入	b	次年度導入に向け検討を実施
静岡県	湖西市	a	静岡県の要領を準用	a	

発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み状況表

<指標：（８）受発注者間の工事情報の共有状況（ASP）>

・（８）受発注者間の工事情報を共有するための取組状況

※ASPの活用等、受発注者間の情報共有の迅速化、省力化に関する取組状況

	組織名	令和5年度 実績		令和6年度 目標	
		(8)-1 a: 導入 b: 未導入	備考 他機関の要領を 準用している場合 ・○○県の要領を準用	(8)-2 a: 導入 b: 未導入 <R6目標値: 「a」 100%> 「b」は理由を備考に記 入すること	備考 R6目標達成出来ない理由 及び 導入予定年度 ・○○のため、要領は未導入 ・令和○年度、○○を導入予定 ・令和○年度、○○を準用予定
県区分	記載例	a	・○○県の要領を準用	b	○○のため、要領は未導入 ・令和○年度、○○を導入予定
静岡県	静岡県	a		a	
静岡県	静岡市	a		a	
静岡県	浜松市	a		a	
静岡県	下田市	b		b	周辺自治体の導入状況等を踏まえ検討予定のため、現状要領は未整備。
静岡県	東伊豆町	b		b	
静岡県	南伊豆町	b		a	導入に向けて検討
静岡県	河津町	b		b	
静岡県	松崎町	b		b	少額工事が多く、費用対効果を検証中
静岡県	西伊豆町	b		b	
静岡県	熱海市	b		b	未検討（他市町の状況による）
静岡県	伊東市	b	体制・人員・受注者との調整・ノウハウ不足・事務負担や導入に向けた予算に課題があるため未整備	b	体制・人員・受注者との調整・ノウハウ不足・事務負担や導入に向けた予算に課題があるため未整備
静岡県	沼津市	b		b	令和7年度導入予定
静岡県	三島市	b		b	検討中のため、要領は未整備
静岡県	御殿場市	b		b	
静岡県	裾野市	b		b	他団体の状況を踏まえ検討、予定年度は未定
静岡県	伊豆市	b		b	令和6年度以降、導入について検討
静岡県	伊豆の国市	b		b	実施予定なし
静岡県	函南町	b		b	
静岡県	清水町	b		b	導入にあつての熟度を低いため導入未定。 今後の他市町の動向を見極めていく。
静岡県	長泉町	b	建設ICT導入について情報を収集した。	b	引き続き情報収集、導入に向けた検討を行う。
静岡県	小山町	b		a	
静岡県	富士宮市	b		b	令和6年度は導入について研究検討を予定
静岡県	富士市	a		a	
静岡県	焼津市	b		b	実施について検討中。
静岡県	藤枝市	a		a	
静岡県	島田市	b		a	令和6年度中の導入を予定
静岡県	川根本町	b		b	
静岡県	御前崎市	b	静岡県の情報共有システムを準用	b	静岡県の情報共有システムを準用し、本市独自の要領を策定する予定はないため、未整備
静岡県	牧之原市	b		b	基本市内業者のため、必要性を感じていないため
静岡県	吉田町	b		b	
静岡県	磐田市	b		b	情報共有システムの導入を検討中
静岡県	掛川市	b		b	導入に向けて検討
静岡県	袋井市	b	実施予定なし	b	実施予定なし
静岡県	菊川市	b		a	
静岡県	森町	b	未導入	b	次年度導入に向け検討を実施
静岡県	湖西市	b		b	導入に向けて検討。

<指標：(9) 総合評価落札方式の導入状況(工事)>

・(9) 総合評価落札方式の導入状況

区分	記載例	公共工事の入札方式 (令和5年4月1日現在)	令和5年度 実績		令和6年度 目標	
			令和5年度 (実績段階) 総合評価の 導入状況	令和6年度 (目標段階) 総合評価の 導入状況	備考	
			(9) - 1 開始年次	(9) - 2 a: 本格導入 b: 一部導入 c: 未導入	(9) - 3 a: 本格導入 b: 一部導入 c: 未導入 <R6目標値: [a]or [b][100%]> [c]は理由を備考に記 入すること	R6目標達成出来ない理由 及び 導入予定年次 -○○の未め、未導入 -令和○年度、導入予定 -令和○年度、試行予定
県区分	記載例	一般競争入札: 1.5億円以上 事後審査型一般競争入札: 1,000万円以上 を対象に抽出して実施	H19	b	b	令和○年度、導入予定
静岡県	静岡県	1,000万円以上は原則 一般競争入札	H15	a	a	
静岡県	静岡市	原則として全て一般競争入札	H24	a	a	
静岡県	浜松市	1000万円以上は原則一般競争入札	H18	a	a	
静岡県	下田市	制限付一般競争入札: 500万円以上 指名競争入札: 500万円未満	H21	b	b	
静岡県	東伊豆町	制限付一般競争入札 指名競争入札	H19	b	b	
静岡県	南伊豆町	指名競争と条件付一般競争入札の併用	H19	a	a	
静岡県	河津町	指名競争入札	H21	b	b	
静岡県	松崎町	指名競争入札	H21	b	b	
静岡県	西伊豆町	指名競争入札 制限付き一般競争入札 総合評価落札方式	H19	b	b	
静岡県	熱海市	一般競争入札 130万円以上		c	c	総合評価方式にするほどの条件がないため。
静岡県	伊東市	指名競争入札	H19	b	b	
静岡県	沼津市	制限付き一般競争入札: 予定価格5,000万円以上	H19	a	a	
静岡県	三島市	130万円超制限付一般競争入札	H19	b	b	
静岡県	御殿場市	指名競争入札及び制限付一般競争入札	H20	a	a	
静岡県	裾野市	130万円以上 指名競争入札と制限付き一般競争入札の併用	H19	a	a	
静岡県	伊豆市	指名競争入札 制限付き一般競争入札	H19	b	b	
静岡県	伊豆の国市	130万円以上5,000万円未満: 指名競争入札, 5,000万円以上: 一般競争入札	H19	a	a	
静岡県	函南町	130万円以上、制限付き一般競争入札。若くは 指名競争入札	H19	a	a	
静岡県	清水町	130万円以上5,000万円未満: 指名競争入札, 5,000万円以上: 一般競争入札	H19	b	b	
静岡県	長泉町	指名競争と制限付一般競争入札の併用(原則 1億円以上は制限付)	H19	b	b	年間1件程度を自発対象案件があれば 実施予定
静岡県	小山町	指名競争入札	H24	c	c	適当な条件がないため未導入
静岡県	富士宮市	130万円以上5,000万円未満: 公募 型指名競争入札, 5,000万円以上: 制限付き一般競争入 札	H19	a	a	
静岡県	富士市	指名競争入札 制限付き一般競争入札 総合評価落札方式	H18	b	b	
静岡県	焼津市	一般競争入札(130万円以上)、一部指名 競争入札	H19	b	b	
静岡県	豊橋市	一般競争入札(130万円以上)、一部指名 競争入札	H19	a	a	
静岡県	島田市	一般競争入札(130万円以上)一部指名競 争入札	H19	a	a	
静岡県	川根本町	指名競争入札、130万円以上	H20	b	b	
静岡県	御前崎市	130万円以上は一般競争入札	H19	b	b	導入を検討しているが、人手不足のため、 未導入
静岡県	牧之原市	130万円未満: 指名競争入札, 130万円以上5,000万円未満: 格付 公募型一般競争入札, 5,000万円以上: 制限付き一般競争入 札	H19	c	c	総合評価を運営する規則等の整備が不 十分のため
静岡県	吉田町	制限付き一般競争入札 抽選型指名競争入札	H19	a	a	
静岡県	御田市	130万円超制限付一般競争入札	H19	a	a	
静岡県	掛川市	制限付き一般競争入札 1,000万円以上	H19	b	b	
静岡県	袋井市	130万円以上、原則、制限付き一般競争入 札、例外、指名競争入札	H19	a	a	
静岡県	菊川市	制限付き一般競争入札 4,000万円以上	H19	b	b	
静岡県	森町	制限付き一般競争入札 5,000万円以上 指名競争入札 130万円以上5,000万円未満	H19	a	a	
静岡県	湖西市	130万円超は一般競争入札	H21	a	a	

発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み状況表

<指標：（１）最新の積算基準の適用状況等>

- ・（１）－ 1、3 最新（１年以内（営繕は２年以内）に更新されている）の積算基準の適用状況
- ・（１）－ 2、4 単価の更新頻度（物価資料に掲載のあるものを対象とする。）

	組織名	令和５年度 実績			令和６年度 目標		
		(1) - 1 a : 最新の積算基準を適用している。 b : その他	(1) - 2 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度 a : 最新単価（1ヶ月以上経過した中でも最新単価であれば該当） b : 3ヶ月以内 c : 6ヶ月以内 d : 1.2ヶ月以内 e : それ以上	備考 他機関の基準を準用している場合 ・○○○を準用	(1) - 3 a : 最新の積算基準を適用する。 b : その他 <R6目標値：「a」100%> 「b」は理由を備考に記載すること	(1) - 4 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度 a : 最新単価（1ヶ月以上経過した中でも最新単価であれば該当） b : 3ヶ月以内 c : 6ヶ月以内 d : 1.2ヶ月以内 e : それ以上	備考 R6目標達成出来ない理由及び整備予定年度 ・○○のため、基準等は未整備 ・令和○年度、○○○を整備予定 ・令和○年度、○○○を準用予定
県区分	記載例	b	a	・○○○を準用	b	a	○○のため、基準等は未整備 ・令和○年度、○○○を整備予定
静岡県	静岡県	a	a		a	a	
静岡県	静岡市	a	a		a	a	
静岡県	浜松市	a	a		a	a	
静岡県	下田市	a	a		a	a	
静岡県	東伊豆町	a	a		a	a	
静岡県	南伊豆町	a	a		a	a	
静岡県	河津町	a	a		a	a	
静岡県	松崎町	a	a		a	a	
静岡県	西伊豆町	a	a		a	a	
静岡県	熱海市	a	a		a	a	
静岡県	伊東市	a	a		a	a	
静岡県	沼津市	a	a	積算基準書を準用	a	a	
静岡県	三島市	a	a		a	a	
静岡県	御殿場市	a	a		a	a	
静岡県	裾野市	a	a		a	a	
静岡県	伊豆市	a	a		a	a	
静岡県	伊豆の国市	a	a		a	a	
静岡県	函南町	a	a	毎月10日を基準として適用	a	a	毎月10日を基準として適用
静岡県	清水町	a	a	静岡県の積算基準を準用	a	a	
静岡県	長泉町	a	a	最新の積算基準を適用	a	a	基準対象外は見積りの活用
静岡県	小山町	a	a		a	a	
静岡県	富士宮市	a	a		a	a	
静岡県	富士市	a	a		a	a	
静岡県	焼津市	a	a		a	a	
静岡県	藤枝市	a	a		a	a	
静岡県	島田市	a	a		a	a	
静岡県	川根本町	a	a		a	a	
静岡県	御前崎市	a	a		a	a	
静岡県	牧之原市	a	a		a	a	
静岡県	吉田町	a	a		a	a	
静岡県	磐田市	a	a		a	a	
静岡県	掛川市	a	a		a	a	
静岡県	袋井市	a	a		a	a	
静岡県	菊川市	a	a	最新の積算基準を適用	a	a	基準対象外は見積りの活用 の要領を整備
静岡県	森町	b	a	静岡県に準拠	a	a	静岡県に準拠
静岡県	湖西市	a	a	設計業務等標準積算基準書を準用	a	a	

◎全国統一指標 <指標：(2) 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定>

(2) - 1、2、4、5 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

(2) - 3、6 国交省直轄事業の運用に準じた低入札価格調査基準価格の適用状況

組織名	令和5年度 実績				令和6年度 目標			
	(2)-1 設定割合	(2)-2 設定割合	(2)-3	備考欄	(2)-4 設定割合	(2)-5 設定割合	(2)-6	備考欄
組織名	(A)〇〇件/(B)〇〇〇〇件 (A)設定した業務件数/(B)年度内の契約業務件数 ※本表(2) - 3) / (2) - 3) (件数のみ記入下さい、自動集計されます)	a : 0.9以上 b : 0.8以上0.9未満 c : 0.7以上0.8未満 d : 0.7未満	a : 最新の国交省運用に準じた価格設定 b : 旧モデルなどを適用(専用含む)又は独自の価格設定 c : 制度未導入	適用範囲と、準拠の場合はそのモデル名、機関名等 ・全ての業務で実施 ・100万円以上の業務で実施 ・適合評価方式で実施 ・国交省運用に準じた最新モデル ・〇〇県に準拠	(A)〇〇件/(B)〇〇〇〇件 (A)設定する業務件数/(B)年度内に契約する業務件数 ※年度の予定件数を記入 (件数のみ記入下さい、自動集計されます) <R6目標値：1.00>	a : 0.9以上 b : 0.8以上0.9未満 c : 0.7以上0.8未満 d : 0.7未満	a : 最新の国交省運用に準じた価格設定 b : 旧モデルなどを適用(専用含む)又は独自の価格設定 c : 制度未導入 「b」「c」は理由を備考に記入すること	1.0をR6目標値に設定出来ない理由と、最新モデルの適用予定年度又は未導入理由 ・〇〇円以上の業務で実施のため1.0未満 ・〇〇のため、最新モデルは未導入 ・令和〇年度、最新モデル適用予定
県区分	記数例	600 件 / 800 件 = ###	c	c	700 件 / 800 件 = ###	b	c	・〇〇のため1.0未満 ・令和〇年度、最新モデル適用予定
静岡県	静岡県	### 件 / ### 件 = 1	a	a	2500 件 / 2500 件 = 1	a	a	
静岡県	静岡市	339 件 / 339 件 = 1	a		272 件 / 272 件 = 1	a		
静岡県	浜松市	418 件 / 497 件 = 0.841	b		339 件 / 425 件 = 0.8	c		100万円超の業務のうち工事監理を除いて実施
静岡県	下田市	7 件 / 7 件 = 1	a	a	10 件 / 10 件 = 1	a	a	
静岡県	東伊豆町	9 件 / 9 件 = 1	a	a	7 件 / 7 件 = 1	a	a	
静岡県	南伊豆町	0 件 / 6 件 = 0	d	a	1 件 / 5 件 = 0.2	d	a	
静岡県	河津町	15 件 / 17 件 = 0.882	b	a	5 件 / 9 件 = 0.56	d		基準に当てはまらない業務委託であるため
静岡県	松崎町	0 件 / 13 件 = 0	d	c	0 件 / 13 件 = 0	d	a	令和6年度最新モデル適用予定
静岡県	西伊豆町	16 件 / 17 件 = 0.941	a	c	20 件 / 20 件 = 1	a	a	
静岡県	熱海市	0 件 / 24 件 = 0	d	c	25 件 / 25 件 = 1	a		
静岡県	伊東市	21 件 / 21 件 = 1	a	a	36 件 / 36 件 = 1	a	a	全業務委託で実施
静岡県	沼津市	36 件 / 48 件 = 0.75	c	a	71 件 / 71 件 = 1	a	a	予定価格500万円以上の業務に対して適用
静岡県	三島市	34 件 / 46 件 = 0.739	c	a	27 件 / 39 件 = 0.69	d	a	
静岡県	御殿場市	10 件 / 22 件 = 0.455	d	a	21 件 / 28 件 = 0.75	c	a	500万円以上(税込)で実施
静岡県	裾野市	0 件 / 16 件 = 0	d	c	10 件 / 20 件 = 0.5	d	b	R6の200万円以上を対象とする制度を導入するため、1.0未満
静岡県	伊豆市	25 件 / 25 件 = 1	a	a	14 件 / 14 件 = 1	a	a	
静岡県	伊豆の国市	12 件 / 22 件 = 0.545	d	a	15 件 / 25 件 = 0.6	d	a	500万円以上の業務で実施
静岡県	函南町	1 件 / 45 件 = 0.022	d	c	2 件 / 50 件 = 0.04	d	c	
静岡県	清水町	0 件 / 25 件 = 0	d	c	25 件 / 25 件 = 1	a	a	
静岡県	長泉町	0 件 / 42 件 = 0	d	c	40 件 / 40 件 = 1	a	a	R6年度から最低制限価格または低入札価格制度を導入
静岡県	小山町	28 件 / 28 件 = 1	a	a	30 件 / 30 件 = 1	a	a	
静岡県	富士宮市	37 件 / 39 件 = 0.949	a	a	50 件 / 50 件 = 1	a	a	
静岡県	富士市	34 件 / 44 件 = 0.773	c		37 件 / 37 件 = 1	a		原則、随時契約以外で実施
静岡県	焼津市	53 件 / 53 件 = 1	a	a	50 件 / 50 件 = 1	a	a	
静岡県	藤枝市	68 件 / 68 件 = 1	a	a	60 件 / 60 件 = 1	a	a	
静岡県	島田市	35 件 / 35 件 = 1	a	a	43 件 / 43 件 = 1	a	a	
静岡県	川根本町	24 件 / 58 件 = 0.414	d	b	25 件 / 50 件 = 0.5	d	b	
静岡県	御前崎市	18 件 / 18 件 = 1	a	a	23 件 / 23 件 = 1	a	a	
静岡県	牧之原市	26 件 / 31 件 = 0.839	b	a	14 件 / 29 件 = 0.48	d	a	
静岡県	吉田町	15 件 / 15 件 = 1	a	a	13 件 / 13 件 = 1	a	a	指名競争入札案件で実施
静岡県	磐田市	63 件 / 63 件 = 1	a	a	70 件 / 70 件 = 1	a	a	
静岡県	掛川市	30 件 / 36 件 = 0.833	b	a	30 件 / 30 件 = 1	a	a	
静岡県	袋井市	64 件 / 64 件 = 1	a	a	45 件 / 45 件 = 1	a	a	
静岡県	菊川市	23 件 / 60 件 = 0.383	d	b	60 件 / 60 件 = 1	a	a	
静岡県	森町	20 件 / 20 件 = 1	a	b	20 件 / 20 件 = 1	a	b	全業務で実施
静岡県	湖西市	18 件 / 56 件 = 0.321	d	a	15 件 / 47 件 = 0.32	d	a	湖西市内部の理解不足により、全ての事業に最低制限価格の導入が出来ない状況。

【業務】

発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み状況表

様式1

◎全国統一指標

<指標：(3) 平準化率(納期率)>

県区分	組織名	令和5年度 実績		令和6年度 目標		備考
		平準化率(納期率)		平準化率(納期率)		
		(3)-1 平準化率 第4四半期に完成した業務件数/ 年度の業務稼働件数 (件数のみご記入下さい。自動集計されます)	(3)-2 a: 0.4未満 b: 0.4以上0.5未満 c: 0.5以上0.6未満 d: 0.6以上	(3)-3 平準化率 第4四半期に完成する業務件数/ 年度の業務稼働件数 (件数のみご記入下さい。自動集計されます) <R6目標値: 0.40>	(3)-4 a: 0.4未満 b: 0.4以上0.5未満 c: 0.5以上0.6未満 d: 0.6以上 「b」「c」「d」は備考に理由を記入すること	
	記載例		0.68		b	〇〇のため、目標値が0.4以下とならない
静岡県	静岡県	1383 件 / 3155 件 = 0.438	b	1200 件 / 3000 件 = 0.4	b	
静岡県	静岡市	210 件 / 656 件 = 0.32	a	148 件 / 436 件 = 0.339	a	
静岡県	浜松市	270 件 / 705 件 = 0.383	a	124 件 / 490 件 = 0.253	a	
静岡県	下田市	2 件 / 7 件 = 0.286	a	2 件 / 10 件 = 0.2	a	
静岡県	東伊豆町	3 件 / 9 件 = 0.333	a	3 件 / 7 件 = 0.429	b	長期の履行期間が必要な業務が多いため、0.4未満とはならない
静岡県	南伊豆町	3 件 / 6 件 = 0.5	c	1 件 / 5 件 = 0.2	a	補助事業の交付後の発注となる為
静岡県	河津町	7 件 / 17 件 = 0.412	b	4 件 / 9 件 = 0.444	b	
静岡県	松崎町	13 件 / 17 件 = 0.765	d	12 件 / 13 件 = 0.923	d	業務内容を勘案し、年度末を履行期限に設定する業務がほとんどのため
静岡県	西伊豆町	15 件 / 25 件 = 0.6	d	10 件 / 26 件 = 0.385	a	
静岡県	熱海市	20 件 / 29 件 = 0.69	d	15 件 / 30 件 = 0.5	c	
静岡県	伊東市	25 件 / 38 件 = 0.658	d	28 件 / 42 件 = 0.667	d	市内全域を対象とした進年で実施する業務委託があるため
静岡県	沼津市	28 件 / 50 件 = 0.56	c	43 件 / 79 件 = 0.544	c	
静岡県	三島市	28 件 / 47 件 = 0.596	c	23 件 / 39 件 = 0.59	c	平準化の取組は推進するが、実績を勘案し0.6未満を目標とする。
静岡県	御殿場市	19 件 / 29 件 = 0.655	d	14 件 / 25 件 = 0.56	c	
静岡県	裾野市	12 件 / 25 件 = 0.48	b	7 件 / 20 件 = 0.35	a	
静岡県	伊豆市	21 件 / 27 件 = 0.778	d	6 件 / 16 件 = 0.375	a	
静岡県	伊豆の国市	6 件 / 22 件 = 0.273	a	9 件 / 25 件 = 0.36	a	
静岡県	函南町	35 件 / 51 件 = 0.686	d	24 件 / 60 件 = 0.4	b	
静岡県	清水町	13 件 / 25 件 = 0.52	c	10 件 / 25 件 = 0.4	b	目標達成に向けて段階的に進めていく。
静岡県	長泉町	29 件 / 42 件 = 0.69	d	20 件 / 40 件 = 0.5	c	計画策定や審査に時間がかかる案件が多く、ゆとりを持たない納期の設定となっているため
静岡県	小山町	15 件 / 28 件 = 0.536	c	11 件 / 30 件 = 0.367	a	
静岡県	富士宮市	31 件 / 45 件 = 0.689	d	29 件 / 50 件 = 0.58	c	
静岡県	富士市	44 件 / 60 件 = 0.733	d	21 件 / 42 件 = 0.5	c	R7の目標値を0.4以下として、段階的に達成していく予定であるため
静岡県	焼津市	21 件 / 28 件 = 0.75	d	15 件 / 30 件 = 0.5	c	関係機関との調整などにより年度未納期となる。
静岡県	藤枝市	45 件 / 74 件 = 0.608	d	30 件 / 58 件 = 0.517	c	早期発注を依頼するも第4四半期の納期が多く、目標値が0.4以下とならない
静岡県	島田市	17 件 / 32 件 = 0.531	c	18 件 / 43 件 = 0.419	b	前年度を上回る目標設定とした
静岡県	川根本町	54 件 / 58 件 = 0.931	d	50 件 / 55 件 = 0.909	d	
静岡県	御前崎市	13 件 / 23 件 = 0.565	c	4 件 / 12 件 = 0.333	a	
静岡県	牧之原市	14 件 / 46 件 = 0.304	a	13 件 / 29 件 = 0.448	b	
静岡県	吉田町	11 件 / 12 件 = 0.917	d	7 件 / 13 件 = 0.538	c	
静岡県	磐田市	38 件 / 63 件 = 0.603	d	35 件 / 70 件 = 0.5	c	事前周知を行っていないため、目標値が0.4以下とならない。
静岡県	掛川市	27 件 / 36 件 = 0.75	d	15 件 / 30 件 = 0.5	c	債務設定、早期発注により0.5未満を目標
静岡県	袋井市	40 件 / 68 件 = 0.588	c	15 件 / 45 件 = 0.333	a	
静岡県	菊川市	15 件 / 60 件 = 0.25	a	20 件 / 60 件 = 0.333	a	
静岡県	森町	30 件 / 46 件 = 0.652	d	15 件 / 40 件 = 0.375	a	
静岡県	湖西市	26 件 / 54 件 = 0.481	b	18 件 / 47 件 = 0.383	a	

<指標：（４）適正な履行期間の設定>

・（４）履行期間の設定基準の策定状況

県区分	組織名	令和5年度 実績		令和6年度 目標	
		(4) - 1 a : 履行期間の設定基準を整備 b : 未整備	備考 他機関の基準を準用している場合 ・○○○を準用	(4) - 2 a : 履行期間の設定基準を整備 b : 未整備 <R6目標値：「a」100%> 「b」は理由を備考に記入すること	備考 R6目標達成出来ない理由 及び 整備予定年度 ・○○のため、設定基準は未整備 ・令和○年度、○○○を整備予定 ・令和○年度、○○○を準用予定
	記載例	b	・○○○を準用	b	・○○のため、設定基準は未整備 ・令和○年度、○○○を整備予定
静岡県	静岡県	a		a	
静岡県	静岡市	a		a	
静岡県	浜松市	a		a	
静岡県	下田市	b		a	静岡県ガイドラインを準用。
静岡県	東伊豆町	b	県の要領を準用	b	県の要領を準用しているため未整備
静岡県	南伊豆町	b		a	県要領を準用
静岡県	河津町	b		b	
静岡県	松崎町	b	県ガイドラインを準用	b	県ガイドラインを準用
静岡県	西伊豆町	b		b	
静岡県	熱海市	b		b	
静岡県	伊東市	a	県の基準を準用	a	県の基準を準用
静岡県	沼津市	b		b	
静岡県	三島市	b		b	検討中のため、設定基準は未整備
静岡県	御殿場市	b		b	令和7年度基準を整備予定
静岡県	裾野市	b		b	県、他団体の基準を参考に検討する。
静岡県	伊豆市	b		a	令和6年度 静岡県の要領を準用予定
静岡県	伊豆の国市	b		b	整備検討
静岡県	函南町	b		b	
静岡県	清水町	b		b	これから検討していくため、設定基準は未整備
静岡県	長泉町	b	設定基準について情報を収集した。	b	設定基準について策定を検討中のため未整備
静岡県	小山町	b		a	
静岡県	富士宮市	b		b	
静岡県	富士市	b		b	様々な業務内容があるため、基準を設けることが難しいため
静岡県	焼津市	b		a	静岡県履行期間設定実施要領を準用予定。
静岡県	藤枝市	a	・静岡県のガイドラインを準用	a	・静岡県のガイドラインを準用
静岡県	島田市	a	県の基準を準用	a	
静岡県	川根本町	a	静岡県の設定基準に準拠	a	
静岡県	御前崎市	b	静岡県の要領を準用	b	静岡県の要領を準用するため、設定基準は未整備
静岡県	牧之原市	b		b	令和6年度設定基準策定予定
静岡県	吉田町	b		b	整備検討
静岡県	磐田市	b		b	整備時期は未定
静岡県	掛川市	b		b	整備に向け検討中
静岡県	袋井市	a	静岡県ガイドライン準用	a	
静岡県	菊川市	b	静岡県の要領を準用	b	静岡県の要領を準用
静岡県	森町	b	未整備	b	未整備のため、調査研究する。
静岡県	湖西市	b		b	業務により異なるため策定困難。

<指標：（５）設計変更ガイドラインの策定・活用>

・（５）設計変更ガイドラインの策定・活用状況

	組織名	令和５年度 実績		令和６年度 目標	
		(５) - 1 a：設計変更ガイドラインを策定し、受発注者間で共有・活用し、設計変更を実施している b：設計変更ガイドラインを策定しているが、受発注者で共有していない c：設計変更ガイドラインを策定していない	備考 他機関のガイドラインを準用している場合 ・〇〇県のガイドラインを準用	(５) - 2 a：設計変更ガイドラインを策定し、受発注者間で共有・活用し、設計変更を実施する b：設計変更ガイドラインを策定しているが、受発注者で共有していない c：設計変更ガイドラインを未策定 <R6目標値：「a」100%> 「b」「c」は理由を備考に記入すること	備考 R6目標達成出来ない理由及び整備予定年度 ・〇〇のため、設計変更ガイドラインは未整備 ・令和〇年度、〇〇〇を整備予定 ・令和〇年度、〇〇〇を準用予定
県区分	記載例	b	・〇〇県のガイドラインを準用	b	・〇〇のため、設計変更ガイドラインは未共有 ・令和〇年度、〇〇〇を整備予定
静岡県	静岡県	a		a	
静岡県	静岡市	a		a	
静岡県	浜松市	a		a	
静岡県	下田市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	静岡県のガイドラインを準用
静岡県	東伊豆町	b	静岡県のガイドラインを準用	b	静岡県のガイドラインを準用しているため未整備
静岡県	南伊豆町	c		a	静岡県のガイドラインを準用
静岡県	河津町	a	静岡県のガイドライン準用	a	静岡県のガイドライン準用
静岡県	松崎町	c	県のガイドラインを準用	c	県のガイドラインを準用
静岡県	西伊豆町	a	静岡県のガイドライン準用	a	静岡県のガイドライン準用
静岡県	熱海市	b		b	
静岡県	伊東市	a	県のガイドラインを準用	a	県のガイドラインを準用
静岡県	沼津市	c		c	設計変更基準要領を策定し、公表しているため、ガイドラインは未整備。
静岡県	三島市	a	・静岡県のガイドラインを準用	a	・静岡県のガイドラインを準用
静岡県	御殿場市	b		b	
静岡県	裾野市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	
静岡県	伊豆市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	静岡県のガイドラインを準用
静岡県	伊豆の国市	a		a	
静岡県	函南町	a		a	
静岡県	清水町	b		b	
静岡県	長泉町	a		a	
静岡県	小山町	a		a	
静岡県	富士宮市	b		b	
静岡県	富士市	a		a	
静岡県	焼津市	b		a	静岡県設計変更ガイドラインを準用している。
静岡県	藤枝市	b	・静岡県のガイドラインを準用	a	・静岡県のガイドラインを準用
静岡県	島田市	a		a	
静岡県	川根本町	a	静岡県ガイドライン準用	a	
静岡県	御前崎市	a		a	
静岡県	牧之原市	b		b	
静岡県	吉田町	b		b	整備検討
静岡県	磐田市	b		b	整備時期は未定
静岡県	掛川市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	
静岡県	袋井市	a	静岡県のガイドラインを準用	a	
静岡県	菊川市	b	ガイドラインは未策定だが、適宜設計変更を実施	c	現在の運用で特段問題ないと思われるため
静岡県	森町	a	県ガイドラインを準用	a	県ガイドラインを準用
静岡県	湖西市	a		a	

<指標：（6）総合評価落札方式の導入状況（業務）>

・（6）総合評価落札方式の導入状況

県区分	組織名	令和5年度 実績		令和6年度 目標	
		令和5年度 (実績段階) 総合評価の 導入状況		令和6年度 (目標段階) 総合評価の 導入状況	
		(6)-1 開始年次	(6)-2 a:本格導入 b:一部導入 c:未導入	(6)-3 a:本格導入 b:一部導入 c:未導入 <R6目標値: 「a」or「b」 100%> 「c」は理由を備 考に記入するこ と	備考
	記載例	H19	b	c	・○○のため、未導入 ・令和○年度、導入予定
静岡県	静岡県	H22	a	a	
静岡県	静岡市	-	c	b	
静岡県	浜松市	H21	b	b	2,000万円以上の業務で一部試行として実施
静岡県	下田市	H23	b	b	
静岡県	東伊豆町	-	c	c	検討中のため、未導入
静岡県	南伊豆町	-	c	c	対象案件が無いため、未導入
静岡県	河津町	H19	c	c	
静岡県	松崎町	H21	b	b	
静岡県	西伊豆町	-	c	c	
静岡県	熱海市	-	c	c	総合評価方式にするほどの案件がないため。
静岡県	伊東市	-	c	c	建設工事で施行実施中のため業務委託では未導入
静岡県	沼津市	-	c	c	適用を必要とする事例がないため、未導入
静岡県	三島市		c	c	検討中のため、未導入
静岡県	御殿場市	-	c	c	実施が見込まれないため未導入
静岡県	裾野市		c	c	県、他団体の状況を踏まえ、導入を検討する。
静岡県	伊豆市	-	c	c	基本的には制限付き競争入札で地域要件、業務実績、技術者を要件としており、特別なものについては、プロポーザルとしているため。
静岡県	伊豆の国市		c	c	導入予定なし
静岡県	函南町		c	c	
静岡県	清水町		c	c	これから検討していくため、未導入
静岡県	長泉町	-			
静岡県	小山町	-	c	c	適当な案件がないため未導入
静岡県	富士宮市		c	c	
静岡県	富士市	-	c	c	導入するための体制が整っていないため
静岡県	焼津市	-	c	c	対象案件が少なく検討段階のため未導入
静岡県	藤枝市		c	c	-ダンピング防止対策により、現状、品質が確保されているため
静岡県	島田市		c	c	導入予定なし
静岡県	川根本町	H20	b	b	
静岡県	御前崎市	-	c	c	導入を検討しているが、人手不足のため、未導入
静岡県	牧之原市	-	c	b	
静岡県	吉田町	-	c	c	導入検討
静岡県	磐田市		c	c	評価項目の設定に困難性があるため、未導入。
静岡県	掛川市	H29	c	c	導入に向け検討中
静岡県	袋井市	-	c	c	総合評価に該当する難易度の委託業務が見込まれないため、未導入
静岡県	菊川市	-	c	b	
静岡県	森町	-	c	c	次年度導入に向け検討を実施
静岡県	湖西市	H27	c	c	業務の検査評点を導入出来ていないため。

注関係事務の適切な実施に向けた取り組みの自己評価

区分	組織名	令和6年度における発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みの目標
区分	記載例	令和5年度予算の債務負担による令和6年度当初(4月、5月)の工事発注を行い、施工時期の平準化をはかる。 平成5年度に週休2日制工事の試行を行い、平成6年度に本格実施する。 平成5年度に低入札価格調査基準価格の見直しを行い、平成6年度から施行する。
協議会	静岡県	9月翌債承認枠を事業課と連携して確保して、当初(4月、5月)工事発注を可能とすることで、施工時期の平準化をはかる。
静岡県	下田市	債務負担により(4月、5月、6月)の工事発注を行い、施工時期の平準化を図る。 前年度より週休2日制工事の件数を増やす。 今年度と同様に、低入札価格調査基準価格および最低制限価格を設定する。
静岡県	東伊豆町	発注担当課へ早期発注を促し平準化をはかる。 令和6年度から週休2日推進工事を実施する。
静岡県	南伊豆町	年度前積算により(4月、5月、6月)の工事発注を行い、施工時期の平準化をはかる。 業務委託の最低制限価格一部実施する。
静岡県	河津町	令和6年度予算の債務負担による令和7年度当初(4月、5月)の工事発注を行い、施工時期の平準化をはかる。
静岡県	松崎町	令和7年度当初(4月、5月、6月)の工事稼働件数を確保するため、令和6年度繰越事業として年度末に発注を行う。 令和6年度から週休2日制工事を本格稼働する。業務の最低制限価格を設定する。
静岡県	西伊豆町	週休2日推進工事実施については、現在県要領を準用しているため、今後は町独自の要領を作成して運用する。
静岡県	熱海市	令和6年度から週休2日制工事を本格実施する。
静岡県	伊東市	令和5年度に引き続きゼロ債務の活用を行う。
静岡県	沼津市	週休2日制工事による発注を拡大する。引き続きゼロ債務の活用を行うなど、施工時期の平準化の取り組みを進める。
静岡県	三島市	ゼロ債務負担行為の設定による前年度末の発注及び積算の前倒しによる令和6年度当初(4月、5月)の工事発注を行い、さらなる施工時期の平準化を目指し庁内一丸となって取り組んでいる。 平成30年度から週休2日制工事の試行を行い、令和6年度から本格実施する。対象工事において目標率を達成できるよう関係部署に周知を行う。
静岡県	御殿場市	令和6年度は全工事を週休2日制工事として実施する。(馴染まない工事を除く)
静岡県	裾野市	令和6年度から週休2日制工事を指定工事で実施する。 令和6年度から業務委託に関する最低制限価格制度を実施する。
静岡県	伊豆市	週休2日制工事のさらなる推進。 債務負担、0債、速やかな繰越手続きを発注担当課と協議、活用し、平準化を図る。
静岡県	伊豆の国市	令和6年度から週休2日制工事を本格実施するため100%達成を目標とする。
静岡県	函南町	最低制限価格の適用範囲の見直しを行い、令和6年度から施行。 工期算定基準の整備と週休2日制工事の基準整備を行い、令和6年度から施行。
静岡県	清水町	令和5年度に工事の最低制限価格制度の要領を見直しを行い、令和6年度から施行する。また、業務委託についても新たに最低制限価格制度の要領を制定し運用していく。
静岡県	長泉町	令和6年度より最低制限価格制度を導入する。 令和6年度より週休2日工事を試験的に発注する。
静岡県	小山町	今年度から週休2日制工事の要領を制定し導入する。
静岡県	富士宮市	ゼロ債務負担行為の活用等により、施工時期の平準化の上昇をはかる。 令和6年度より週休2日制工事の完全実施をする。
静岡県	富士市	令和6年度から、要領に基づき対象工事となる全ての案件を週休2日制工事として発注。また、原則、随意契約以外の案件全てに最低制限価格を設ける
静岡県	焼津市	令和6年度から週休2日制工事を本格実施する。 令和6年度予算の債務負担による令和6年度当初(4月、5月)の工事発注を行い、施工時期の平準化をはかる。
静岡県	藤枝市	遠隔臨場の要領を策定し、令和7年度より本格実施する。
静岡県	島田市	令和6年度当初(4月～6月)の発注を工事担当課に働きかけ、施工時期の平準化をはかる。 令和6年度から、建築工事についても、新たに制定した週休2日制工事の要領により実施する。
静岡県	川根本町	速やかな繰越手続きや積算手続きや積算の前倒し等で、年度当初の工事発注を行い、施工時期の平準化をはかる。
静岡県	御前崎市	令和6年度から週休2日制工事を導入する。また、ダンピング対策として、低入札価格調査に加え、失格事項価格を新たに設ける。
静岡県	牧之原市	低入札調査制度及び最低制限価格制度の継続により、適切な発注を図る。 週休2日制工事を本格始動できるよう関係機関との調整を図る。
静岡県	吉田町	令和4年度より「週休2日制工事実施要領」及び「建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領」の運用を開始したため、引き続き適切な運用を目指したい。
静岡県	磐田市	継続して予算の債務負担(ゼロ市債)による、前年度の工事発注を行い、施工時期の平準化を図る。
静岡県	掛川市	債務負担行為の設定、速やかな繰り越し手続き、早期発注を行い工事の平準化をはかる。
静岡県	袋井市	令和6年度からは、原則として発注者指定型で週休2日制工事として発注する。
静岡県	菊川市	令和6年度中に週休2日制工事の要領を策定予定。
静岡県	森町	速やかな繰越手続きを行い、施工時期の平準化を目指す。
静岡県	湖西市	令和6年度から週休2日制工事を本格実施する。

週休2日推進工事の設定割合

↑：目標を超える改善
→：概ね目標あり
↓：未達成

週休2日対象工事発注件数／全発注工事件数(週休2日に馴染まない工事は除く)

	市町	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)		R5 (目標)	R5実績		目標 達成	評価・分析 (目標達成に向けた取組・課題等)	R6 (目標)		
				分子	分母		分子	分母					
	静岡県	0,61	1,00	1,845	/1,845	1,00	1,00	2,231	/2,231	1,00	↑	(前)・10月から要領を施行し、対象工事を1件発注した。 ・経費補正について財政部局と調整し実施要領を策定した。 ・他市町の動向を研究中。 ・令和5年度中に要領策定予定。	1,00
賀茂	下田市	0,00	0,02	3	/50	0,06	0,10	2	/54	0,04	↓	・現在対象工事の発注は2件であり、令和4年度と同程度となっているため、目標達成は困難である。 ・現在の要領では対象となる条件が限定されるため、要領の改正を令和5年度中にを行い、令和6年度より本格実施の予定。	1,00
	東伊豆町	0,00	0,00	0	/16	0,00	0,50	0	/12	0,00	↓	令和6年度より施行。要領策定済み。	1,00
	南伊豆町	0,00	0,00	0	/61	0,00	0,50	2	/58	0,03	↓	対象工事2件発注。	1,00
	河津町	0,05	0,00	0	/13	0,00	0,50	6	/19	0,32	↓	発注担当課に週休2日工事の発注をお願いした。	0,80
	松崎町	0,00	0,00	0	/36	0,00	0,30	0	/53	0,00	↓	令和5年度中に要領策定予定。 平成6年度に対象工事を発注する。	0,50
	西伊豆町	0,00	0,00	0	/31	0,00	1,00	0	/30	0,00	↓	週休2日朝工事にに向けた予算措置を実施	1,00
東部	熱海市	0,00	0,00	0	/87	0,00	0,10	15	/88	0,17	↑	週休2日朝工事の試行を実施中、令和6年度から導入	0,15
	伊東市	0,00	0,00	16	/107	0,15	0,20	45	/118	0,38	↑	令和6年度の完全実施に向け、対象工事を拡大し周知に努めた。	1,00
	沼津市	0,00	0,03	21	/303	0,07	0,30	34	/252	0,13	↑	予算措置等の課題もあり、制度を活用しきれていない。	0,80
	三島市	0,00	0,01	1	/96	0,01	0,30	20	/81	0,25	↓	各部門において、週休2日対象工事を1件以上発注してもらうこととしている。	0,70
	御殿場市	0,00	0,03	5	/100	0,05	0,50	34	/102	0,33	↓	令和6年度は全工事(週休2日に馴染まない工事は除く)週休2日対象工事となるよう関係課に依頼した。	1,00
	裾野市	0,00	0,00	0	/74	0,00	0,35	0	/41	0,00	↓	令和5年度中に要領策定予定。	0,70
	伊豆市	0,00	0,02	3	/59	0,05	0,50	4	/44	0,09	↓	発注担当課に対し積極的な実施を依頼	1,00
	伊豆の国市	0,00	0,00	0	/72	0,00	0,05	0	/75	0,00	↓	要領作成済。令和6年4月から本格実施する。	1,00
	函南町	0,00	0,00	0	/62	0,00	0,10	0	/76	0,00	↓	週休2日に向け統一した工期算定基準の整備及び担当部署との協議を行い令和6年度より実施する。	1,00
	清水町	0,00	0,00	0	/62	0,00	0,10	1	/55	0,02	↓	令和5年度に週休2日朝工事の試行を行い、令和6年度から本格実施する。	1,00
	長泉町	0,00	0,00	0	/91	0,00	0,50	0	/94	0,00	↓	令和6年度に試行的に数件実施することで合意が得られた。試行を通して発注者及び受注者における課題を見つけるとともに、要領作成の資料とする。	1,00
	小山町	0,00	0,00	0	/60	0,00	0,05	0	/73	0,00	↓	国や県の標準工期をもとに工期を算出している。事業担当課の判断により実施している。また、工期の変更をし、場合によっては超過など適切な工期となるよう工事を実施している。	0,10
	富士宮市	0,05	0,10	49	/219	0,22	0,50	71	/232	0,31	↓	・取組の必要性を説明しR5は設定率を50%と設定した。 ・R6より設定率100%であることを庁内通知し予算措置を徹底させた。	0,70
富士市	0,01	0,02	33	/332	0,10	0,35	95	/319	0,30	↓	・令和5年度は分母に対象外工事を含んでいる ・令和6年度は要領を改正し、対象工事の範囲を広げ、かつ対象工事を全て週休2日工事として発注する。分母は対象外工事を含まない。	1,00	
中部	静岡市	0,89	1,00	403	/403	1,00	1,00	486	/486	1,00	↑	・引き続き週休2日工事に取り組み ・これまで週休2日工事に馴染まないとしていた「災害復旧工事」についても、基本的に対象工事とすることを庁内周知した。 ・災害復旧工事18件を発注者指定型で実施した。	1,00
	焼津市	0,00	0,04	12	/103	0,12	0,50	15	/101	0,15	↓	令和5年度、建築、電気設備関係の要領・要領を整備した。今年度発注しようとした工事の中に、土木、機械、設備を合併させたものがあつたが、週休2日工事の対象と出来ない工種があり、取扱いが難しいケースがあることが分かった。今後の課題とされる。	1,00
	藤枝市	4件	0,05	15	/173	0,09	100件	33	/152	0,22	↓	・土木は以前から実施していたが、今年度、建築工事の実施要領を6月に制定し、その後、建築でも3件発注した。 ・市内の建設業組合と意見交換会を実施した。	1,00
	島田市	0,00	0,05	22	/174	0,13	0,50	27	/77	0,35	↓	年度当初の計画では、目標値をクリアする計画をたてたが、発注が遅れる工事があり、週休2日工事が取り目録が達成できなかった。	1,00
	川根本町	0,00	0,03	2	/36	0,06	0,65	0	/55	0,00	↓	対象工事の拡充を図ろうとしたが、条件として明示した発注はしなかった。	1,00
	牧之原市	0,04	0,01	3	/56	0,05	0,76	12	/52	0,23	↓	週休2日対応件数を増やすよう対応できそうな工事は積極的に導入しているが、すべての工事にはまだ対応しきれていない。(建築についてはほぼ対応済み)	1,00
	吉田町	0,00	0,22	14	/37	0,38	0,65	22	/41	0,54	↓	・令和4年度より「週休2日工事実施要領」の運用を開始したため、引き続き適切な運用を目指したい。	1,00
西部	浜松市	0,19	0,41	479	/679	0,71	0,76	621	/725	0,86	↑	・全ての建設工事を原則、発注者指定方式とする。 ・工期等の制約があり、週休2日での発注が困難な工事については、交替制工事の導入を検討する必要があるが、積算システムが未対応であるため、検討を要する。	1,00
	磐田市	実施本数 2本	0,02	32	/255	0,13	0,50	101	/101	1,00	↑	R5,4月より、土木工事では原則、予定価格が4,000万円以上を発注者指定型、4,000万円未満を受注者希望型とした。建築工事に関しては、一部で試行導入した。	1,00
	掛川市	0,00	0,01	3	/114	0,03	0,50	13	/95	0,14	↓	令和5年度に要領を作成し、令和6年度本格導入に向け対象発注工事を増やした。	1,00
	袋井市	0,01	0,01	40	/150	0,27	0,80	56	/156	0,36	↓	・令和6年度から受注者希望型から発注者指定型へ発注方法を改める。	0,80
	菊川市	0,00	0,01	5	/137	0,04	0,50	5	/144	0,03	↓	4週8休により、5件実施した。令和7年度からの本格導入に向け要領整備等検討を進めていく予定である。	1,00
	御前崎市	0,00	0,00	2	/56	0,04	0,60	2	/40	0,05	↓	令和6年度から週休2日工事の施行を開始する。	1,00
	森町	0,00	0,00	0	/81	0,00	0,00	0	/70	0,00	↑	週休2日工事実施に向け、関係課などと協議を行う。 要領の制定について研究を行う。	0,02
	湖西市	0,14	0,00	4	/64	0,06	0,50	12	/59	0,20	↓	事業担当課に予算確保の依頼及び週休2日工事の発注方法のレクチャーを実施。	0,75

人口10万人以上の市

集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3 (実績)	分子	分母	R4 (実績)	R5 (目標)	分子	分母	R5 (実績)	目標 達成	実施状況	R6
		0,34	0,41	3,012	6,294	0,48	0,74	3,965	6,461	0,61	↓	未実施市町 R4: 13 → R5: 10 (-3)

適正な工期設定

- : 実施
- ▲ : 一部実施
- × : 未実施

週休2日が確保できる工期設定

	市町	R2 (実績)	R3 (実績)	R4	R5 (目標)	R5		R6 (目標)	
				(実績)		目標 達成	未実施の理由・課題・実施予定時期		
	静岡県	実施	実施	実施	実施	実施	●	・中建審基準を参考に適正な工期を設定 ・県要領を準用 ・令和5年度中に要領設定予定	実施
賀茂	下田市	検討	未実施	未実施	実施	未実施	×	令和6年度中に要領設定予定。	実施
	東伊豆町	-	未実施	未実施	実施	未実施	×		実施
	南伊豆町	未実施	未実施	一部実施	実施	実施	●		実施
	河津町	設定方法の検討	未実施	実施	実施	実施	●	・県要領を参考に要領を策定し、適正な工期を設定を行った。	実施
	松崎町	設定方法の検討	未実施	未実施	実施	未実施	×	県要領を準用し算出した工期より長期の工期を設定している。	実施
	西伊豆町	検討中	未実施	実施	実施	実施	●		実施
東部	熱海市	未着手	未実施	未実施	実施	実施	●	県要領を準用しているが一部の工事については未対応の工事もある。	実施
	伊東市	実施	未実施	実施	実施	実施	●		実施
	沼津市	実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	三島市	検討	未実施	未実施	実施	実施	●	県要領を準用	実施
	御殿場市	設定基準等を検討	未実施	未実施	実施	実施	●		実施
	裾野市	未実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	伊豆市	-	実施	実施	実施	実施	●		実施
	伊豆の国市	実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	函南町	-	未実施	一部実施	実施	実施	●	令和5年度に工期算定基準を策定した。	実施
	清水町	設定方法の検討	未実施	実施	実施	実施	●		実施
	長泉町	未導入	未実施	未実施	実施	未実施	×	令和6年度に試行的に実施する週休2日工事の状況等を踏まえ、実施要領の作成と同時に進めていく予定である。	実施
	小山町	検討	未実施	未実施	実施	実施	●	国や県の工期設定をもとに工期を算出している。	実施
	富士宮市	実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	富士市	実施	実施	実施	実施	実施	●	・県要領を準用	実施
中部	静岡市	実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	焼津市	未実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	藤枝市	実施	未実施	実施	実施	実施	●		実施
	島田市	実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	川根本町	設定方法の検討	実施	実施	実施	実施	●		実施
	牧之原市	実施	未実施	実施	実施	実施	●	横上げ方式で工期を算出する。(県要領を準用)	実施
	吉田町	設定方法の検討	実施	実施	実施	実施	●	・県の基準に準拠（「公共土木工事 工期設定の考え方」による）	実施
西部	浜松市	実施	実施	実施	実施	実施	●	国土交通省大臣官房技術調査課監修「公共土木工事 工期設定の考え方」に準拠し実施している。	実施
	磐田市	実施	実施	実施	実施	実施	●		実施
	掛川市	設定方法の検討	実施	実施	実施	実施	●		実施
	袋井市	設定基準・要領を作成	実施	実施	実施	実施	●	静岡県の設定基準を準用	実施
	菊川市	各課によって対応	未実施	各課によって対応	各課によって対応	実施	●	令和5年度中に県要領を準用し工期設定を行うよう周知した。（土木工事では既に静岡県積算システムの工期設定を適用していた。）	実施
	御前崎市	未実施	未実施	一部実施	実施	実施	●	令和5年度に要領を作成し、令和6年度から週休2日制を本格導入。	実施
	森町	一部実施	実施	実施	一部実施	実施	●	静岡県積算システムの工期設定を適用	実施
	湖西市	実施	実施	実施	実施	実施	●	令和5年12月に実施要領を設定。	実施

人口10万人以上の市

集計値 (実施市町/全 35市町)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (目標)	R5 (実績)	目標達成	導入状況	R6
	37%	46%	66%	100%	89%	×	・未整備市町 R4 : 12 → R5 : 4 (-8) ・2市町が目標を上方修正	100%

低入札又は最低制限の設定割合【工事】

↑：目標を超える改善
→：概ね目標どおり
↓：未達成

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数/年度の発注工事件数(随契等は除く)

市町	R2 (実績)	R3 (実績)	制度導入 導入済：○ 検討中：△ 予定なし：×				R4 (実績)		R5 (目標)	R5 (実績)			目標 達成	評価・分析	R6 (目標)		
			低入札	対象工事 下限額	最低 制限	対象工事 下限額	分子	分母		分子	分母	分子				分母	
静岡県	1.00	1.00	○	1億円以上の土木工事、5千万円以上の建設工事(土木工事を除く)及び総合評価方式の工事	○	なし	2669	/2,669	1.00	1.00	4,449	/4,449	1.00	⇒ ・金額要件を撤廃した。 ・低入札制度強化を検討中。 ・最新モデルを適用。	1.00		
賀茂	下田市	1.00	1.00	○	500万円以上の建設工事及び総合評価方式の建設工事	○	なし	50	/50	1.00	1.00	54	/54	1.00	⇒	1.00	
	東伊豆町	1.00	1.00	○		○		16	/16	1.00	1.00	12	/12	1.00	⇒	1.00	
	南伊豆町	1.00	1.00	○	130万円	○	130万円	58	/58	1.00	1.00	50	/50	1.00	⇒	1.00	
	河津町	1.00	0.71	○	500万円	○	130万円	11	/13	0.85	1.00	19	/21	0.90	↓	1.00	
	松崎町	1.00	0.00	×		○		36	/36	1.00	1.00	41	/41	1.00	⇒	1.00	
	西伊豆町	1.00	1.00	×		○		28	/33	0.85	1.00	28	/31	0.90	↓	解体工事以外は全て実施	1.00
東部	熱海市	0.03	0.05	○	5,000万円	○		1	/87	0.01	0.07	8	/120	0.07	⇒	・低入札制度の見直しを検討中。	1.00
	伊東市	1.00	1.00	○	130万円超	×		110	/110	1.00	1.00	94	/94	1.00	⇒		1.00
	沼津市	0.94	0.90	○	原則5,000万円以上の建設工事	○	原則130万円以上かつ低入札制度の適用を受けない建設工事	204	/236	0.86	0.90	212	/252	0.84	↓	機器費率の高いもの等特別なものは例外は原則設定	1.00
	三島市	0.96	0.96	○	予定価格5,000万円以上の建設工事、総合評価方式の建設工事	○	なし	92	/96	0.96	0.99	76	/81	0.94	↓	最新モデルを適用	1.00
	御殿場市	1.00	1.00	○	5,000万円以上の建設工事	○	130万円以上の建設工事	100	/100	1.00	1.00	98	/102	0.96	↓	解体等の特種工事を除き全工事で実施	1.00
	裾野市	0.56	0.42	○		○		32	/74	0.43	0.80	40	/63	0.63	↓	金額要件を撤廃した(令和5年10月1日施行)。	1.00
	伊豆市	1.00	1.00	○	5,000万円以上又は総合評価方式による工事	○	130万円超の工事	74	/74	1.00	1.00	74	/74	1.00	⇒	全ての対象工事で実施	1.00
	伊豆の国市	0.47	1.00	○	5,000万円	○		47	/76	0.62	1.00	49	/75	0.65	↓	見積の割合が高い工事は、予定価格より大きく下回る金額で応札される案件が多いため、最低制限価格設定の対象外としている。	1.00
	函南町	0.15	0.45	×		○	3,000万円以上の補助、交付金	18	/62	0.29	0.50	22	/75	0.29	↓	実施要領を改定し、令和6年度より130万円以上の工事に適用する。	1.00
	清水町	0.42	0.55	○		○		32	/62	0.52	0.57	19	/51	0.37	↓	令和6年度より最低制限価格について、対象工事下限額を1,000万円から130万円に要領を変更する。また、低入札価格調査基準について、対象工事下限額を3,000万円から5,000万円に要領を変更する。	1.00
	長泉町	0.05	0.09	○	5,000万円以上	△		6	/91	0.07	0.70	11	/89	0.12	↓	最低制限価格の導入について合意が得られた。現在、要領の整備を進めている。	1.00
	小山町	1.00	1.00	×		○	入札で発注するすべての建設工事が対象	60	/60	1.00	1.00	65	/65	1.00	⇒	入札で発注するすべての建設工事が対象となることが浸透している。	1.00
	富士宮市	1.00	1.00	○	予定価格5千万円以上及び総合評価方式の工事	○	予定価格130万円以上5千万円未満の工事	209	/209	1.00	1.00	220	/220	1.00	⇒		1.00
	富士市	1.00	0.97	○	5,000万円及び総合評価入札	○	130万円	315	/321	0.98	1.00	280	/286	0.98	↓	令和6年度から原則、随契契約以外の入札において設定をする。	1.00
中部	静岡市	1.00	1.00	○		○		300	/300	1.00	1.00	562	/562	1.00	⇒		1.00
	焼津市	1.00	1.00	○	5,000万円	○		184	/184	1.00	1.00	157	/157	1.00	⇒		1.00
	藤枝市	1.00	1.00	○	3千万円以上の建設工事及び総合評価方式の工事	○	なし	171	/173	0.99	1.00	147	/147	1.00	⇒		1.00
	島田市	1.00	1.00	○	予定価格5,000万円以上の工事、総合評価方式の工事、解体工事が対象	○	予定価格130万円を超え5,000万円未満の工事が対象	137	/137	1.00	1.00	118	/118	1.00	⇒	新たに最低制限価格制度を導入し、ダンピング対策を強化した	1.00
	川根本町	1.00	1.00	○		×		36	/36	1.00	1.00	55	/55	1.00	⇒	すべての入札条件の工事で実施した	1.00
	牧之原市	0.43	0.42	○	1,000万円	×		13	/56	0.23	0.85	26	/51	0.51	↓	発注金額が1,000万円未満のものを対象としていないため実施率が上がらなかった	1.00
	吉田町	0.96	0.91	○		○		38	/41	0.93	1.00	42	/47	0.89	↓	入札条件の全工事で設定するか検討している。	1.00
西部	浜松市	1.00	1.00	○		○		756	/756	1.00	1.00	767	/767	1.00	⇒	現状の運用を継続する。	1.00
	磐田市	1.00	1.00	○	5,000万円	○	130万円	255	/255	1.00	1.00	283	/283	1.00	⇒		1.00
	掛川市	0.00	1.00	○	総合評価方式の工事	○	なし	123	/124	0.99	1.00	112	/112	1.00	⇒		1.00
	袋井市	1.00	1.00	○	5千万円以上の建設工事及び総合評価方式の工事	○	130万円以上の建設工事	150	/150	1.00	1.00	150	/150	1.00	⇒	引き続き、入札条件の全工事で実施している。	1.00
	菊川市	1.00	1.00	○	3000万円	○	130万円	137	/137	1.00	1.00	144	/144	1.00	⇒	すべての発注工事において低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した。	1.00
	御前崎市	1.00	1.00	○	予定価格130万円(税込)以上	×		56	/56	1.00	1.00	37	/37	1.00	⇒	・入札条件の工事で実施(低入札価格調査基準のみ採用) ・令和6年度より失格基準価格を導入	1.00
	森町	1.00	1.00	○	予定価格5,000万円以上及び総合評価方式	○	予定価格130万円以上	81	/81	1.00	1.00	70	/70	1.00	⇒	特になし	1.00
	湖西市	1.00	1.00	○	5,000万円	○	130万円	64	/64	1.00	1.00	59	/59	1.00	⇒	・低入札制度強化を検討中。 ・最新モデルを適用。	1.00

人口10万人以上の市

集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3 (実績)	導入済	導入状況	導入済	導入状況	分子	分母	R4 (実績)	R5	分子	分母	R5実績	目標達成	目標達成に向けた取組・課題等	R6
	0.91	0.94	31	導入状況変化なし	30	導入市町 R4: 28 → R5: 30 (+2)	6,669	7,083	0.94	0.96	8,650	9,064	0.95	⇒	・金額要件の撤廃等により対象工事を拡大する必要あり。	1.00

低入札又は最低制限の設定割合【業務】

↑：目標を超える改善
→：概ね目標2割り
↓：未達成

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数/年度の発注業務件数（随契等は除く）

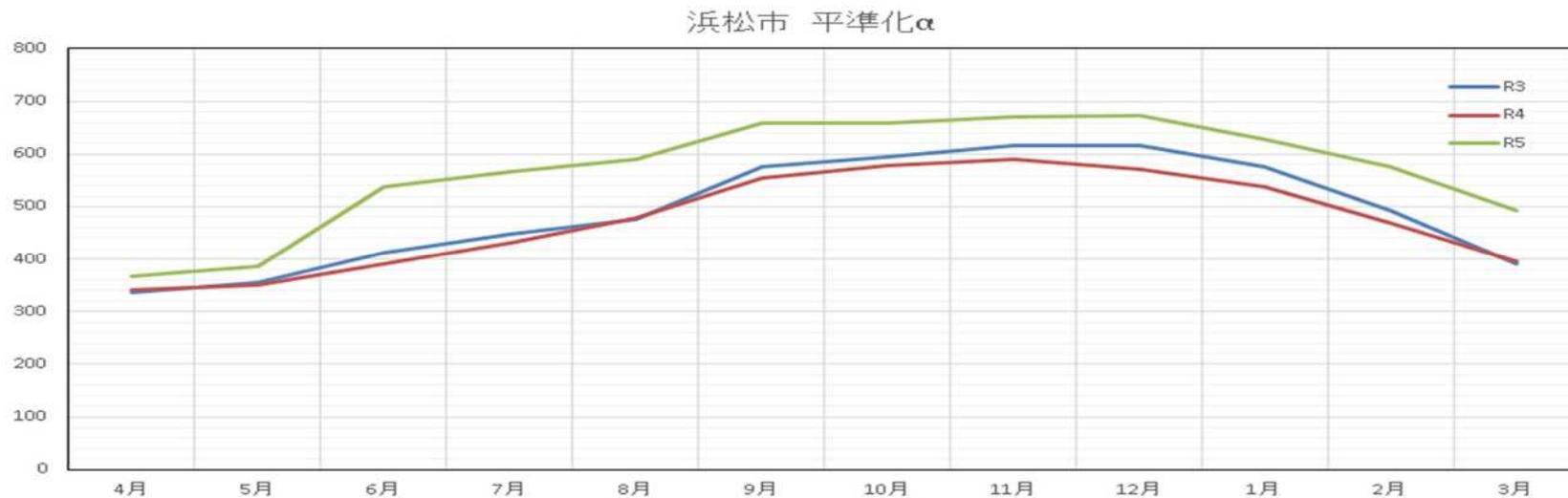
市町	R2 (実績)	R3 (実績)	制度導入 導入済：○ 検討中：△ 予定なし：×				R4 (実績)			R5 (実績)			目標 達成	評価・分析	R6 (目標)		
			低入札	対象工事 下限額	最低 制限	対象工事 下限額	分子	分母	R5 (目標)	分子	分母						
												分子				分母	分子
静岡県	1.00	1.00	○		○		2470	/2,470	1.00	1.00	2537	/2,537	1.00	⇒	(例)・要領策定作業中であり年度内には本 格実施開始見込み。 -他市町の動向を研究中。	1.00	
賀茂	下田市	1.00	1.00	×		○	なし	7	/7	1.00	1.00	7	/7	1.00	⇒		1.00
	東伊豆町	1.00	1.00	×		○		6	/6	1.00	1.00	9	/9	1.00	⇒		1.00
	南伊豆町	0.00	0.00	×		○	50万円	0	/11	0.00	0.50	0	/6	0.00	↓	50万円以上の委託で実施すべく制度を整え た。	1.00
	河津町	1.00	1.00	×		○	50万円	13	/13	1.00	1.00	15	/17	0.88	↓		1.00
	松崎町	0.00	0.00	×		×		0	/30	0.00	0.30	0	/13	0.00	↓	R6導入予定	1.00
	西伊豆町	0.00	0.00	×		○		10	/10	1.00	1.00	16	/17	0.94	↓	測量、建設、建築、補償コンサルタント業務は 全て実施	1.00
東部	熱海市	0.00	0.00	×		×		0	/31	0.00	0.00	0	/24	0.00	⇒	要領策定中、R6年度から実施予定	1.00
	伊東市	検討	0.00	×		○	50万円超	15	/15	1.00	1.00	21	/21	1.00	⇒		1.00
	沼津市	0.61	0.71	×		○	原則500万円以 上	37	/51	0.73	0.60	36	/48	0.75	↑	次年度全件設定を検討中	1.00
	三島市	0.47	0.62	×		○	300万円以上	32	/43	0.74	0.80	34	/46	0.74	↓		1.00
	御殿場市	0.00	0.00	×		○	500万円以上	9	/16	0.56	0.50	10	/22	0.45	↓	引き続き実施しており、目標達成見込み。	1.00
	裾野市	0.00	0.00	×		△		0	/40	0.00	0.70	0	/16	0.00	↓	要領策定し、令和6年度から施行	0.85
	伊豆市	0.00	0.59	×		○	50万円超	27	/27	1.00	0.30	25	/25	1.00	↑	最低制限を建設関連業務委託について実施。 建設関連業務委託は全業務委託の約3割	0.30
	伊豆の国市	0.00	0.30	×		○	500万円	13	/24	0.54	0.25	12	/22	0.55	↑	予定価格が500万円以上の案件で最低制限 価格を設定している。	1.00
	函南町	-	0.00	×		△		0	/43	0.00	0.30	1	/45	0.02	↓	実施要領を整備し、令和7年度より適用範囲 の拡大を行う。	1.00
	清水町	0.00	0.00	×		△		0	/25	0.00	0.03	0	/25	0.00	↓	令和6年度より最低制限価格制度を導入し、 対象業務下限額を50万円にする。	1.00
	長泉町	未導入	0.00	△		△		0	/39	0.00	0.70	0	/42	0.00	↓	最低制限価格の導入について合意が得られた。 現在、要領の整備を進めている。	1.00
	小山町	0.00	0.07	×		○	入札で発注する建 設関連業務が対	19	/22	0.86	1.00	28	/28	1.00	⇒	入札で発注する建設関連業務が対象となること が浸透している。	1.00
	富士宮市	0.58	0.84	×		○		37	/47	0.79	0.90	37	/39	0.95	↑	・R5までは設計項目が最低制限価格設置要 領に合致する場合に設定していたが、R6からは 設計書項目を再検討し、全件対象とする。	1.00
	富士市	0.73	0.65	×		○	500万円	30	/51	0.62	0.87	34	/44	0.77	↓	令和6年度から原則、随契契約以外50万円 以上の入札において設定する。令和5年度まで は、500万円未満については設定をしていなか った。	1.00
中部	静岡市	1.00	1.00	△		○		401	/401	1.00	1.00	340	/340	1.00	⇒	総合評価落札方式の試行導入（低入札価格 調査制度）に向け制度設計中	1.00
	焼津市	0.00	0.25	×		○	50万円	51	/51	1.00	1.00	53	/53	1.00	⇒		1.00
	藤枝市	0.00	0.00	○	500万円以上の建 設関連業務委託	○	なし	35	/70	0.50	1.00	68	/68	1.00	⇒		1.00
	島田市	0.93	1.00	○	・予定価格500万円 以上の建設関連 業務が対象 ・総合評価落札方式 が対象	○	予定価格50万円を 超え500万円未満の 建設関連業務が対 象	36	/36	1.00	1.00	35	/35	1.00	⇒	新たに最低制限価格制度を導入し、ダンピング 対策を強化した。	1.00
	川根本町	1.00	1.00	○		×		13	/13	1.00	1.00	24	/58	0.41	↓		1.00
	牧之原市	0.52	0.47	×		○	50万円以上の委 託（指名競争入 札）	15	/60	0.25	0.88	26	/31	0.84	↓	指名競争入札での発注が多いので、一般競争 入札に向けた取り組みを進めている。今後、指 名競争入札以外にも最低制限価格の導入につ いても検討していく	1.00
	吉田町	0.20	0.20	×		○	300万円	20	/21	0.95	0.80	15	/15	1.00	↑	令和4年度より建設関連業務委託に係る最 低制限価格制度要領」の運用を開始したため、 引き続き適切な運用を目標とし、	1.00
西部	浜松市	1.00	0.80	×		○		526	/582	0.90	1.00	418	/497	0.84	↓	現状の運用を継続する。実績値が1.0を下回る 理由は、委任契約の「工事監理業務」に最低 制限価格を設定していないため。	1.00
	磐田市	1.00	1.00	×		○	50万円	59	/59	1.00	1.00	63	/63	1.00	⇒		1.00
	掛川市	未導入	0.00	×		○		25	/25	1.00	1.00	30	/36	0.83	↓		1.00
	袋井市	設定方法の検討	0.00	×		○		68	/68	1.00	1.00	64	/64	1.00	⇒	引き続き実施。 低入札調査基準価格は導入予定なし	1.00
	菊川市	0.00	0.00	×		○	500万円	0	/60	0.00	1.00	23	/60	0.38	↓	R5に業務委託の最低制限価格制度を導入し た	1.00
	御前崎市	0.00	1.00	×		○	50万円（税込） 以上	23	/23	1.00	1.00	18	/18	1.00	⇒	他市の動向を研究し、検討を進める。	1.00
	森町	1.00	1.00	△	導入無し	○	50万円以上	27	/27	1.00	1.00	20	/20	1.00	⇒	特になし	1.00
湖西市	0.00	0.25	×		○	500万円	20	/66	0.30	1.00	18	/56	0.32	↓	全ての委託業務において最低制限価格を導入 すべく、市内部の理解を得られるよう説得を継 続。	1.00	

人口10万人以上の市

集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3 (実績)	導入済	導入状況	導入済	導入状況	分子	分母	R4実績	R5	分子	分母	R5実績	目標達成	実施状況	R6
	0.82	0.85	3	導入状況変化なし	28	導入市町 R4: 25 → R5: 28 (+3)	4,044	4,583	0.88	0.94	4,037	4,467	0.90	⇒	未実施市町 R4: 8 → R5: 6 (-2)	0.99

工事の平準化及び週休2日工事の目標と実績

項目	取組指標		目標・実績の集計値				全国統一 指標 R6目標
			R3	R4	R5	R6	
【工事】 平準化α	4~6月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数	目標	0.7以上	0.75以上	0.80以上	0.80以上	0.8以上
		実績	0.74	0.76	0.77	0.8 (見込)	
週休2日 工事	週休2日対象工事発注件数 ／全発注工事件数-対象外工事件数 ※対象外工事を除外するのは R4から	目標	0.3以上	0.43以上	0.72以上	1.0	1.0
		実績	0.4	0.71	0.86	1.0 (見込)	



工事の平準化の取組

- 工事の発注見通しの作成にあたっては工事稼働件数ベースの平準化率達成を目標とする
- 発注時期が特定の月に偏らないようにする
- 月ごとの工事完成件数は全体の20%以内を目安に取り組む

◆ 債務負担の行為の活用

- 橋りょう等の河川にかかる工事など施工可能時期が年度を跨いで限定される工事は必要に応じて債務負担行為を設定する
- 道路改良工事や舗装工事といった年間を通じて発注が見込まれるものは事業内容に応じて、債務負担行為を設定する
- 建築系の工事については工期が12か月未満であっても債務負担行為を積極的に活用する
- 次年度の第1四半期（4～6月）の工事稼働件数を増やすため、債務負担行為の活用による工事の前倒し実施を検討する

◆ 柔軟な工期の設定

- 平成30年5月から「着手日選択型工事」の本格導入（平成28年8月から試行）
 - ・ 全ての工事に拡大
- 令和3年4月改定
 - ・ 工事着手日通知書の押印廃止
 - ・ ファックス又はメールによる提出の可

◆ 速やかな繰越手続き

- やむを得ない事由により、施工中に年度内完成が困難となった場合は、速やかに議会において繰越明許費の承認を受ける
- 発注前に年度内完成が困難と判明したものは翌債の承認を受ける

年度	R3	R4	R5
工事件数	1152	1114	1226
債務負担行為件数	245 (21.3%)	180 (16.2%)	190 (15.5%)
着手日選択型件数	15	56	52
明許繰越件数	330 (28.6%)	198 (17.8%)	224 (18.3%)

週休2日工事の取組

【いままでの取組】

- 令和2年度～ 実施要領本格導入
28日以上を見込まれる当初設計金額2千万円以上の工事を対象
- 令和5年度～ 対象外工事の見直し
- ・当初設計金額250万円以下の工事
 - ・契約上の工期が1ヶ月未満の工事
 - ・契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事
 - ・災害復旧工事や急施行工事など緊急性の高い工事
 - ・小破修繕を想定した緊急短期施工している通年維持工事 ※土木工事のみ
- 令和6年度～ 発注者指定方式による発注を原則化
完全週休2日が達成された場合の成績評定の加点廃止

【工事件数の推移】

項目	R3	R4	R5
設定した工事件数	298	479	621
年度内の発注工事件数	733	679	725
発注者指定型	206	401	553
受注者希望型	92	78	68
対象外工事件数	211	119	141